

令和4年度社会福祉推進事業

被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る
福祉事務所の事務取扱に関する調査研究事業

報告書

令和5年3月

PwC コンサルティング合同会社

目 次

I. 調査研究の背景と目的	1
1) 調査研究の背景	1
2) 調査研究の目的	2
3) 調査の視点	3
4) 調査研究体制	4
II. アンケート調査の概要	6
0. アンケート調査の概要	6
1) 調査対象	6
2) 調査方法	6
3) 調査期間	6
4) 分析方法	7
1. 福祉事務所票について	8
1) 福祉事務所の管内の状況	8
2) 福祉事務所の職員体制	14
3) 生活保護受給中に居所不明となった事案の発生状況	22
4) 生活保護受給中に居所不明となった事案に対する福祉事務所の対応方針	30
5) 調査等によって居所が判明した事案の数〔クロス集計〕	36
6) 居所不明のため停廃止された事案の数〔クロス集計〕	39
7) 被保護者が居所不明となった場合の課題〔クロス集計〕	41
2. 個別事案票について	42
1) 居所不明を理由として保護停廃止に至った事案の停廃止状況	42
2) 居所不明を理由として保護停廃止に至った事案の被保護者像	44
3) 居所不明と判明するきっかけ及び判定するまでの調査の状況	56
4) 保護を停廃止する旨の通知方法	70
5) 居所不明を原因とする保護停廃止歴の有無〔クロス集計〕	75
6) 居所不明の疑いを持ったきっかけ〔クロス集計〕	76
7) 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数〔クロス集計〕	77
8) 居所に係る調査において行った取組〔クロス集計〕	78
9) 窓口支給への切替〔クロス集計〕	80
10) 停廃止決定通知書の送付方法〔クロス集計〕	81
11) 居所不明となる前に行った助言や指導の方法〔クロス集計〕	84
12) 個別事案票に回答を行った現業員がそれまで担当した、調査等によって居所が判明した事案	85
III. 事例調査	90
1. 福祉事務所における対応事例調査	90
1) 調査の概要	90
2) 調査結果	90
2. 行政処分に関する過去の裁判例情報	93
1) 調査の概要	93
2) 裁判例の調査結果	93
3) 裁決の調査結果	96
3. 類似ケースにおける対応事例調査	97
1) 調査の概要	97

2) 公営住宅制度関係部局へのインタビュー結果	97
3) 公的年金制度関係部局へのインタビュー結果	99
IV. まとめ	100
1. 被保護者が居所不明となる事案に関する実態及び福祉事務所における対応	100
(1) 生活保護受給中に居所不明となった事案の発生状況	100
(2) 居所不明を理由として保護廃止に至った事案の被保護者像	100
(3) 居所不明と判定する前の調査の状況	101
(4) 居所不明の判断と廃止の判定方法	101
(5) 廃止に関する通知方法	101
(6) 居所不明事案に関連する福祉事務所の課題認識	102
2. 居所不明となった被保護者の保護廃止に際して、必要とされる手続要件	103
3. 他制度における居所不明の取扱い	104
(1) 公営住宅の入居者が居所不明となった場合の取扱い	104
(2) 年金受給権者が所在不明となった場合の取扱い	105
4. 今後の検討課題	106
参考資料 1 アンケート調査票	109
参考資料 2 諸外国の公的扶助制度について	125

I. 調査研究の背景と目的

1) 調査研究の背景

生活保護受給者の中には、保護受給中に居所がわからなくなり、連絡が途絶えてしまうケースが存在することが確認されている。生活保護制度はその制度的な位置づけからも、安易に停廃止を行ってしまうと、忽ちにして生命の危機をもたらす恐れもあるため、停廃止に際しては慎重な判断が必要である。その一方で、制度の適切な運営の観点からは、居所不明であることが確認された場合には適切に判断をして、然るべき対処ができるよう方向づけをする必要性がある。

また、令和3年度になされた地方分権提案において、居所不明となった被保護者に対する保護の停廃止の通知方法の明確化、生活保護関連法令における公示送達の規定を設けることを含む諸措置を講じることが提案されており、厚生労働省は、居所不明の被保護者への保護の停廃止の通知方法について地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果から、取扱いについて令和5年度中に結論を得るとしている。

図表 1 令和3年度地方分権提案の概要

- 提案団体
 - 仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
 - (追加提案団体) 札幌市、岩手県、宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、前橋市、高崎市、千葉市、長野県、佐久市、稲沢市、大阪府、大阪市、広島市、福岡県、久留米市、宮崎市
- 求める措置の具体的内容
 - 被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。
- 厚生労働省からの第一次回答
 - 保護の停廃止については、被保護者が保護を必要としなくなったときに行われるものとされており、外出時に居所を訪問したことをもって居所不明と判断し、保護を廃止したことによるトラブルも生じていること、また、生活保護は憲法第25条に基づき最後のセーフティネットとして最低生活を保障するものであり、要保護状態にあるにも関わらず保護の停廃止を行うことにより、場合によっては生命・身体に重大な危険を及ぼす可能性があることから、被保護者が居所不明であるかどうかの事実認定等を含めたその要保護性については、個別具体的なケースに応じて、十分な調査・検討を行った上で慎重に判断する必要があると考えている。まずは、そのような場合における停廃止の取扱いについて、自治体の事務の実態を把握した上で、当該実態調査の結果を踏まえ、どのような対応が可能かを検討してまいりたい。
- 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
 - 本提案は、居所不明の被保護者に対する停廃止の「通知方法」の明確化を求めるものであり、第1次回答にいう「居所不明を理由とする停廃止の取扱い」の明確化を求めるものではないため、この点をまず指摘申し上げる。
 - 被保護者が居所不明となった際の要保護性については、十分な調査・検討の上行う必要があるとあり、提案団体においても承知している。居住実態が不明であることのみを理由に廃止することは違法とする裁判例(京都地方裁判所平成5年10月25日判決)もある。これらを踏まえ、福祉事務所では、失踪を理由に安易に停廃止を行うのではなく、被保護者の要保護性についての十分な調査・検討を踏まえた上で停廃止を決定している。

- しかし、当該決定はあくまで「行政内部での決定」であり、相手方に通知が到達しなければ、いつまでも効力が生じることはない。そこで、失踪者に対しどのように到達させるかが問題になるが、この通知方法が明確化されていないため、現状では民法に基づく公示送達しか方法がないと考えている。
- ところが、民法に基づく公示送達は、裁判所での掲示が必要であるため、申立書や各種資料の準備に多大な労力を要する。このことから、役所での掲示で足りる等、より簡略化された通知方法の整備を希望する。
- また、第1次回答では、どのような対応が可能かを「検討してまいりたい」とされているが、生活保護制度の運用開始以後今日に至るまで通知方法が明確化されていないこと自体問題であると思われ、また当市では、毎年 30 件程度、停廃止後に居住地・現在地が分からないことを理由に通知を行うことができない事例が発生しているため、検討するにしても早期に明確化していただきたい。

○ 地方からの提案等に関する対応方針

- 居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

出典：内閣府「令和3年 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」より抜粋
(下線はPwCにて付記)

2)調査研究の目的

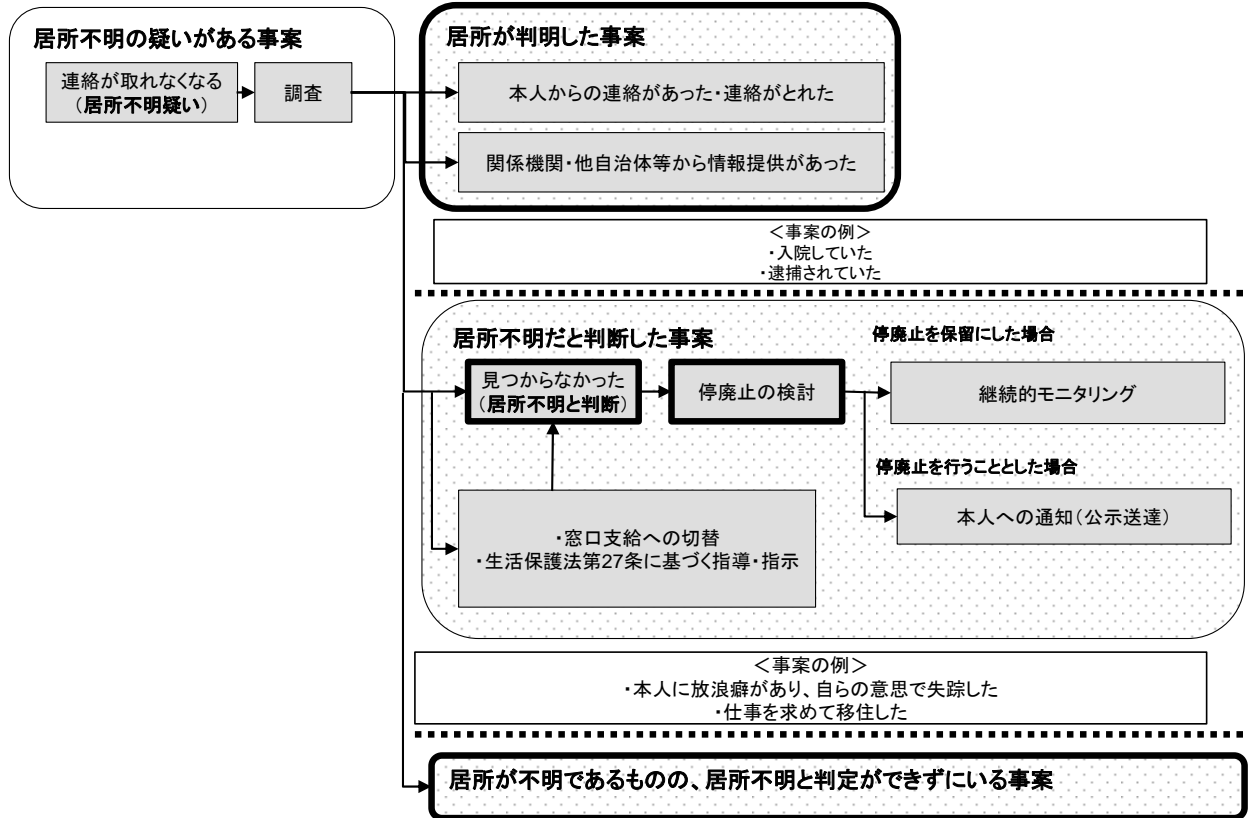
先述の背景を踏まえ、本調査研究では、福祉事務所へのアンケート調査を通じて、①被保護者が居所不明となったことにより生活保護の継続／停廃止の決定に困っている事案がどの程度発生しているか、それはどのような事案なのかといった実態の把握や、こうした事案のうち、過去何らかの判断に基づき対処を行った事案の有無・その際の判断基準や対処の内容といった福祉事務所の取組内容についての実態調査を行った。また、②被保護者が居所不明となった事案への対応実態に関するインタビュー調査及び行政処分に関する過去の裁判例情報検索を通じて、福祉事務所における対応事例についても情報収集を行った。併せて、類似制度（年金、公営住宅、諸外国の公的扶助制度等）における対応方法に関しても収集を試みた。

こうした調査結果をもとに、事実をベースとしつつ、福祉事務所において、どのような考え方で判断がなされているのか、その考え方・理屈を重視して、報告書を取りまとめることにより、来年度以降行われることが想定される今後のあり方に関する議論の際の、基礎資料とすることを目的とした。

3)調査の視点

後述する自治体Aへのインタビュー結果や、研究会委員からの意見を基に、被保護者が居所不明となる事案における福祉事務所の対応フローを以下のとおり整理した。アンケート調査の項目や、その後のインタビュー調査における項目は、これに基づいて検討を行った。

図表 2 被保護者が居所不明となる事案における福祉事務所の対応フロー



4) 調査研究体制

本調査研究事業の設計・推進にあたり、有識者から助言を得ることを目的として研究会及びワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、そこでの議論を踏まえて調査研究を実施した。

研究会は、居所不明の被保護者に対する事務のあり方を考えるという政策上の観点から、どのような調査研究が必要かを議論する会議体とし、有識者6名で構成した。WGは、アンケート調査や、インタビュー調査の方法論等について検討し、助言をいただくための会議体とし、研究会委員のうち、調査に明るい委員2名から構成した。

研究会及びWGの委員構成と、各回の議題は以下のとおりである。このほか、オブザーバーとして厚生労働省社会・援護局保護課に参画いただいた。

図表 3 研究会委員・参加者名簿(敬称略)

氏 名		所 属
研究会委員	◎池谷 秀登	立正大学 社会福祉学部 教授
	伊藤 博	東京都 福祉保健局生活福祉部 保護課 課長
	櫻井 真一	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 専任講師
	渋谷 哲	淑徳大学 総合福祉学部 教授
	津田 基子	大阪府 福祉部地域福祉推進室 社会援護課 課長
	原田 大樹	京都大学大学院 法学研究科 教授
WG委員	池谷 秀登	立正大学 社会福祉学部 教授
	櫻井 真一	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 専任講師
事務局	安田 純子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
	初見 歌奈子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
	熊本 奈那子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

※委員は五十音順、◎は座長。

図表 4 研究会・WG 開催概要

回数	開催日	主な議題
第1回 研究会	令和4年 9月8日	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究の目的・内容の共有 アンケート調査項目に関する検討
第1回 WG	令和4年 9月15日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査項目に関する検討
第2回 WG	令和4年 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果（単純集計）の報告 アンケート調査の追加分析項目に関する検討
第2回 研究会	令和5年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果（単純集計）の報告 アンケート調査の追加分析項目に関する検討 インタビュー進捗状況の報告
第3回 研究会	令和5年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果（クロス集計）の報告 インタビュー調査結果の報告 取りまとめ内容の検討

II. アンケート調査の概要

0. アンケート調査の概要

1) 調査対象

全国の福祉事務所 1,250 か所に対し、メールによりアンケート調査票を送付した。

2) 調査方法

メールにより、都道府県、政令指定都市及び中核市を経由して、全ての福祉事務所に調査票(Excel形式)を送付した。

調査票は、福祉事務所管内の状況や、被保護者が居所不明となるような事案の発生状況、当該事案への福祉事務所としての対応方針等を尋ねる福祉事務所票と、各事案の被保護者属性や、担当現業員の対応内容を尋ねる個別事案票の2種類を送付した。

調査票の返送に際しては、福祉事務所票は、被保護者が居所不明となるような事案の発生有無にかかわらず、返送いただくこととした。一方で、個別事案票は、福祉事務所で事案を選定していただき、当該事案について回答の上、返送いただくこととした。事案の選定方法は、令和4年度4月以降に、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっていると判定して保護廃止に至った事案(世帯人数が1人の事案を含む)について、被保護世帯の被保護者が居宅から居所不明となった事案と、居宅以外から居所不明となった事案ごとに、それぞれ保護の廃止決定の日付が早い順に3件ずつ(計6件)選定いただくこととした。なお、管内において被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっていると判定して保護廃止に至った事案が発生していない場合は、個別事案票の返送は不要とし、また、居宅から居所不明となった事案と、居宅以外から居所不明となった事案がそれぞれ3件未満しか発生していない場合は、その発生している件数の限りで返送いただくこととした。

回収はメールにより行い、メールによる回収ができなかった福祉事務所については、FAXや郵送により回答を入手した。福祉事務所票は897件、個別事案票は1,049件(居宅から居所不明となった事案は625件、居宅以外から居所不明となった事案は424件)回収した。

図表5 アンケート調査の調査対象数・回収状況

設置主体	発送数	福祉事務所票		個別事案票	
		回収数	回収率	回収数	回収率
都道府県	205件	141件	68.8%	33件	—
一般市	742件	520件	70.1%	457件	—
政令指定都市 ・中核市	257件	209件	81.3%	559件	—
町村	46件	27件	58.7%	0件	—
計	1,250件	897件	71.8%	1,049件	—

※個別事案票については、令和4年度4月以降に、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっていると判定して保護廃止に至った事案について、廃止決定の日付が早い順に計6件を抽出のうえ回答いただくこととしているため、回収率は求めない。

3) 調査期間

令和4年10月14日～11月11日(令和4年11月21日着分まで有効)

4)分析方法

アンケートの分析にあたっては、以下の2種類の集計に基づき分析を行った。

①単純集計

福祉事務所票及び個別事案票のそれぞれの項目ごとに、単純集計を行った。

なお、グラフには、各集計において対象とした件数を明示しているが、本章「1. 福祉事務所票について」では、福祉事務所単位の集計の際には「N」を、福祉事務所の職員単位の集計の際には「n」を用いて表記を分けている。

また、個別事案票の集計にあたっては、居宅から居所不明となった事案の調査票と、居宅以外から居所不明となった事案の調査票のそれぞれについて集計を行うとともに、回収した全ての調査票についての集計も行った。本章以降では、居宅から居所不明となった事案の調査票についての集計結果を「居宅」と、居宅以外から居所不明となった事案の調査票についての集計結果を「居宅以外」と、回収した全ての調査票についての集計結果を「合計」と表記している。

個別事案票の集計結果については、基本的には「居宅」及び「居宅以外」のグラフを掲載することとしているが、「居宅」や「居宅以外」のグラフの各項目において、個人が特定される恐れのある少数のサンプルが含まれる場合には、少数のサンプルが含まれるグラフは掲載しないといった措置を講じている。そのほか、サンプル数が少ない結果となった選択肢を他の選択肢と束ねる措置も講じている。

なお、本調査では先述のとおり、「居宅から居所不明となった事案」及び「居宅以外から居所不明となった事案」のそれぞれを3件ずつ抽出・回答する方式を採用していることから、収集したデータは本来の発生割合と異なる抽出率となっており、また、両者の発生比率については把握できていない。そのため、「合計」については、回収できた個別事案票の単純合計であることに留意が必要である。

②クロス集計

研究会やWGでの議論を踏まえ、福祉事務所票及び個別事案票の一部の項目について、クロス集計を実施している。そのうち主な項目のクロス集計結果を、単純集計結果の後に掲載している。

また、地域別の集計では、「首都圏」、「中京圏」、「近畿圏」及び「その他」の4区分を用いて集計した。各区分の詳細は以下のとおりである。

図表 6 地域別集計の際に用いた区分

都市圏	該当する都道府県
首都圏	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中京圏	岐阜県、愛知県、三重県
近畿圏	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
その他	上記以外の都道府県

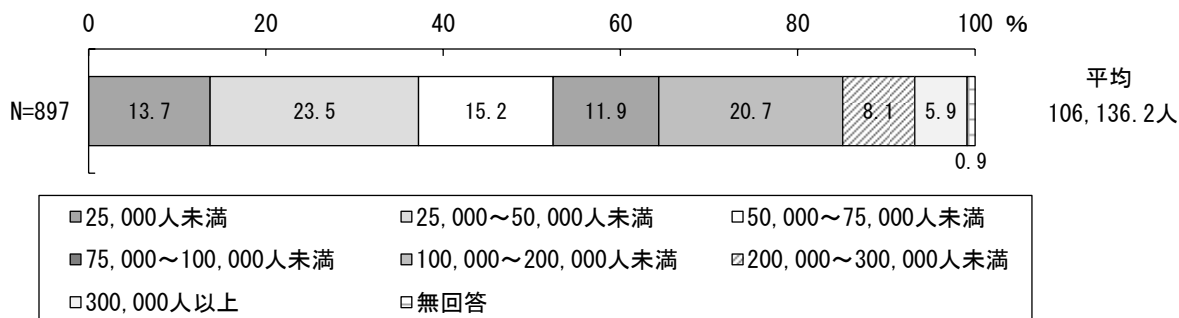
1. 福祉事務所票について

1) 福祉事務所の管内の状況

(1) 管内の人口〔福祉事務所票 問1(3)①〕 ※令和4年4月1日時点の数値

福祉事務所管内の人口は、25,000人～50,000人未満の割合が最も高く、23.5%であった。その次に100,000人～200,000人未満の割合が高く、20.7%であった。

図表 7 管内の人口

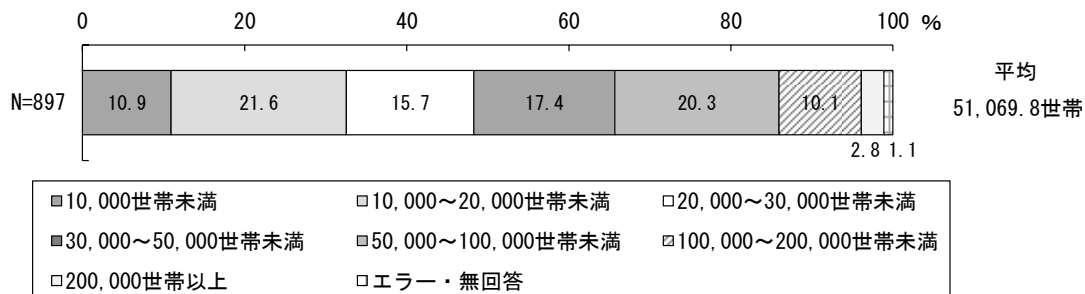


	件数	割合 N=897
25,000人未満	123	13.7
25,000～50,000人未満	211	23.5
50,000～75,000人未満	136	15.2
75,000～100,000人未満	107	11.9
100,000～200,000人未満	186	20.7
200,000～300,000人未満	73	8.1
300,000人以上	53	5.9
無回答	8	0.9
全 体	897	100.0
平均(人)	106,136.2	
中央(人)	69,442.0	
最大(人)	1,970,407	
最小(人)	613	

(2)管内の世帯数〔福祉事務所票 問1(3)②〕 ※令和4年4月1日時点の数値

管内の世帯数は、10,000～20,000世帯未満の割合が最も高く、21.6%であった。次に50,000～100,000世帯未満の割合が高く、20.3%であった。

図表 8 管内の世帯数

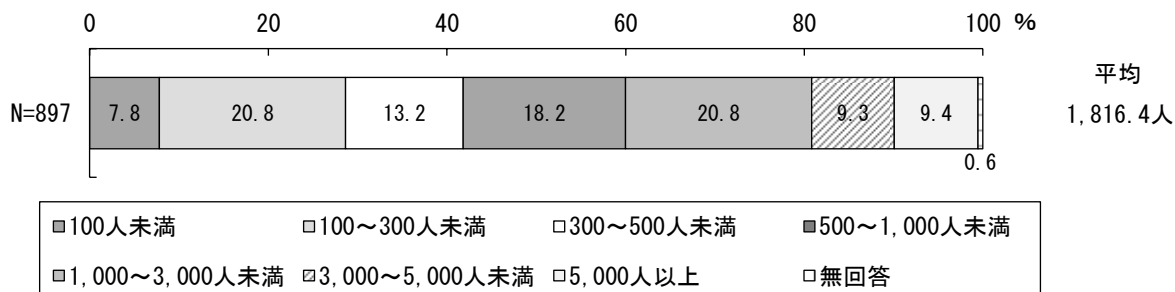


	件数	割合 N=897
10,000世帯未満	98	10.9
10,000～20,000世帯未満	194	21.6
20,000～30,000世帯未満	141	15.7
30,000～50,000世帯未満	156	17.4
50,000～100,000世帯未満	182	20.3
100,000～200,000世帯未満	91	10.1
200,000世帯以上	25	2.8
エラー・無回答	10	1.1
全 体	897	100.0
平均(世帯)	51,069.8	
中央(世帯)	30,478.0	
最大(世帯)	980,808	
最小(世帯)	366	

(3)管内の保護受給者数[福祉事務所票 問1(4)①] ※令和4年4月1日時点の数値

管内の保護受給者数は、100～300 人未満及び 1,000～3,000 人未満の割合が最も高く、いずれも 20.8%であった。

図表 9 管内の保護受給者数

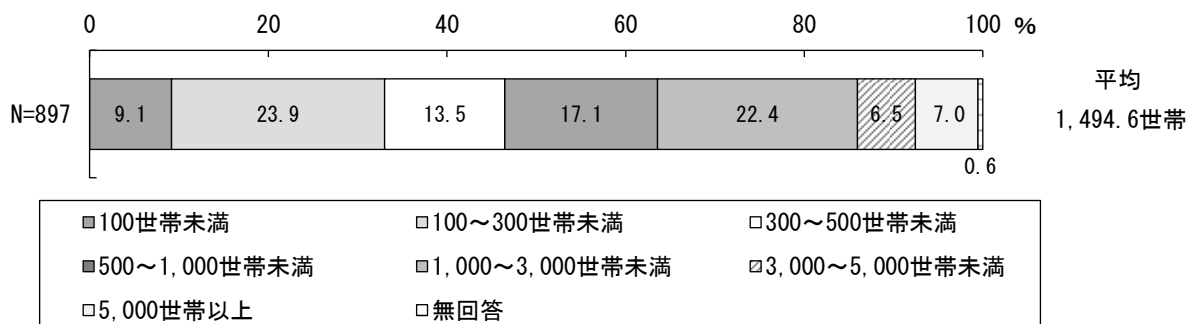


	件数	割合 N=897
100人未満	70	7.8
100～300人未満	187	20.8
300～500人未満	118	13.2
500～1,000人未満	163	18.2
1,000～3,000人未満	187	20.8
3,000～5,000人未満	83	9.3
5,000人以上	84	9.4
無回答	5	0.6
全 体	897	100.0
平均(人)	1,816.4	
中央(人)	666.0	
最大(人)	72,010	
最小(人)	0	

(4)管内の保護受給世帯数〔福祉事務所票 問1(4)②〕 ※令和4年4月1日時点の数値

管内の保護受給世帯数は、100～300 世帯未満の割合が最も高く、23.9%であった。次に1,000～3,000 世帯未満の割合が高く、22.4%であった。

図表 10 管内の保護受給世帯数

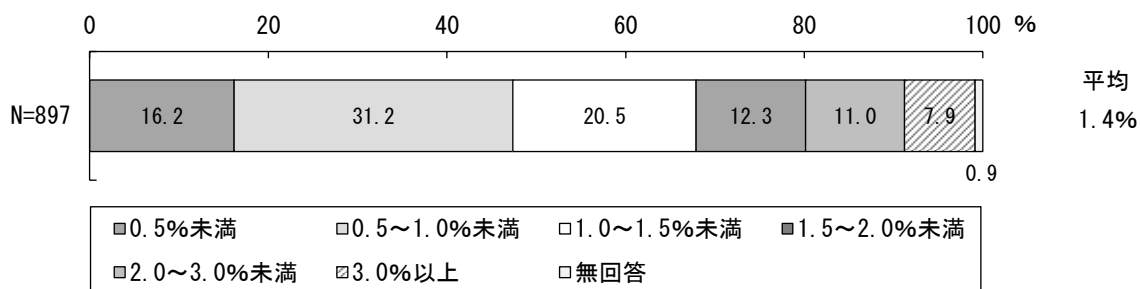


	件数	割合 N=897
100世帯未満	82	9.1
100～300世帯未満	214	23.9
300～500世帯未満	121	13.5
500～1,000世帯未満	153	17.1
1,000～3,000世帯未満	201	22.4
3,000～5,000世帯未満	58	6.5
5,000世帯以上	63	7.0
無回答	5	0.6
全 体	897	100.0
平均(世帯)	1,494.6	
中央(世帯)	562.5	
最大(世帯)	55,513	
最小(世帯)	0	

(5)管内人口における保護受給者数の割合〔福祉事務所票 問1(3)①(4)①〕 ※令和4年4月1日時点の数値

管内人口における保護受給者数の割合は0.5～1.0%未満の割合が最も高く、31.2%であった。次に1.0～1.5%未満の割合が高く、20.5%であった。

図表 11 管内人口における保護受給者数の割合

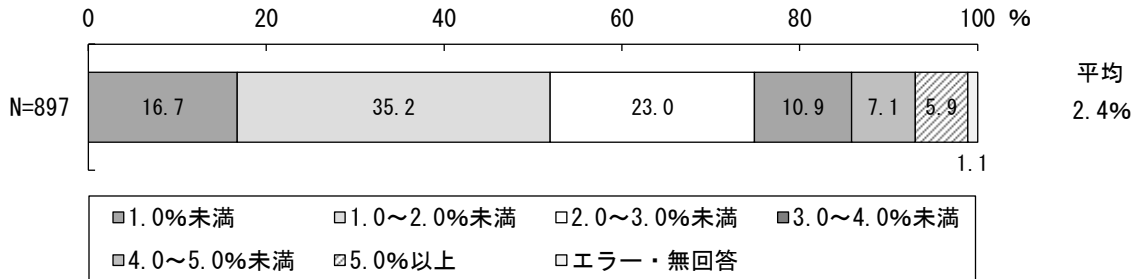


	件数	割合 N=897
0.5%未満	145	16.2
0.5～1.0%未満	280	31.2
1.0～1.5%未満	184	20.5
1.5～2.0%未満	110	12.3
2.0～3.0%未満	99	11.0
3.0%以上	71	7.9
無回答	8	0.9
全 体	897	100.0
平均 (%)	1.4	
中央 (%)	1.0	
最大 (%)	22.3	
最小 (%)	0.0	

(6)管内世帯数における保護受給世帯数の割合〔福祉事務所票 問1(3)②(4)②〕 ※令和4年4月1日
時点の数値

管内世帯数における保護受給世帯数の割合は 1.0～2.0%未満の割合が最も高く、35.2%であった。次に2.0～3.0%未満の割合が高く、23.0%であった。

図表 12 管内世帯数における保護受給世帯数の割合



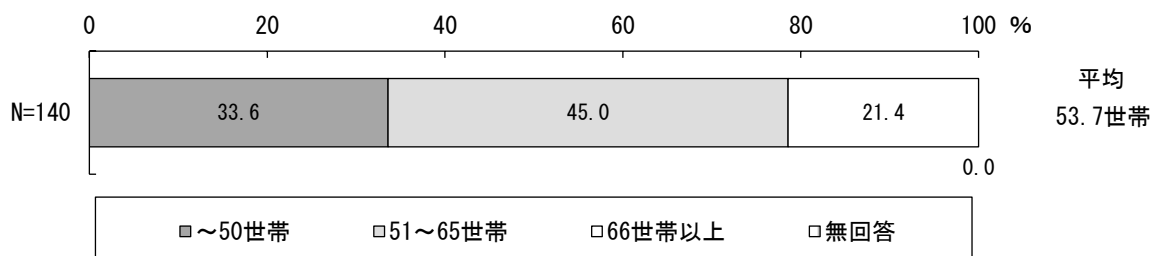
	件数	割合 N=897
1.0%未満	150	16.7
1.0～2.0%未満	316	35.2
2.0～3.0%未満	206	23.0
3.0～4.0%未満	98	10.9
4.0～5.0%未満	64	7.1
5.0%以上	53	5.9
エラー・無回答	10	1.1
全 体	897	100.0
平均(%)	2.4	
中央(%)	1.9	
最大(%)	33.0	
最小(%)	0.0	

2)福祉事務所の職員体制

(1)現業員一人あたりの担当保護世帯数—都道府県【福祉事務所票 問1(4)②問2(1)】

都道府県において、現業員の定数は被保護世帯数 65 世帯につき 1 人とされている。都道府県における現業員一人あたりの担当保護世帯数は、平均 53.7 世帯であった。

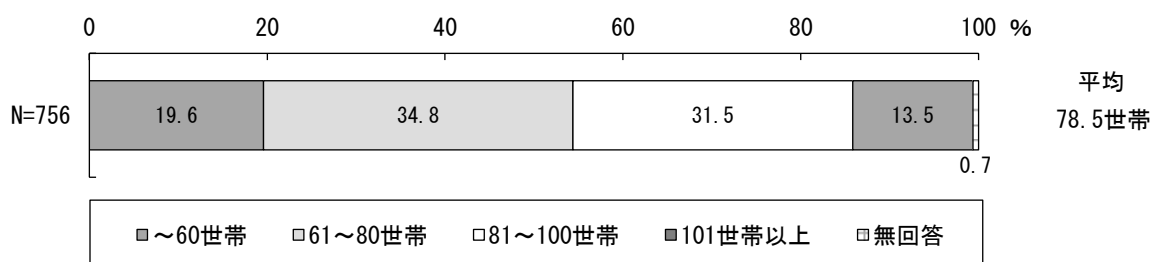
図表 13 現業員一人あたりの担当保護世帯数—都道府県



(2)現業員一人あたりの担当保護世帯数—市区町村【福祉事務所票 問1(4)②問2(1)】

市区町村において、現業員の定数は被保護世帯数 80 世帯につき 1 人とされている。市区町村における現業員一人あたりの担当保護世帯数は、平均 78.5 世帯であった。

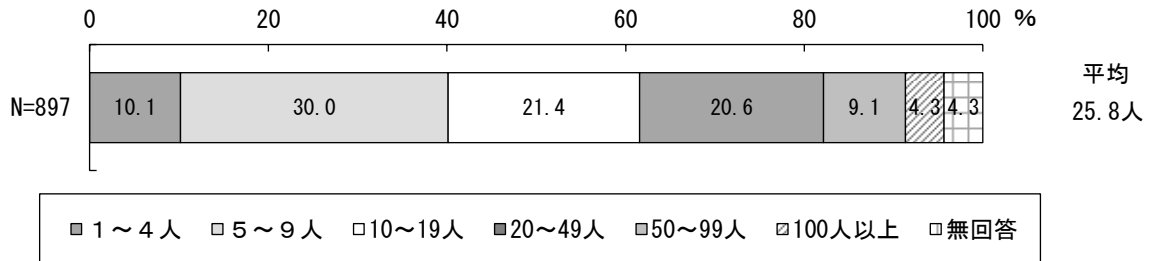
図表 14 現業員一人あたりの担当保護世帯数—市区町村



(3) 福祉事務所の全職員数〔福祉事務所票 問2(1)〕

福祉事務所の全職員数は、5～9人の割合が最も高く、30.0%であり、平均 25.8 人であった。

図表 15 福祉事務所の全職員数

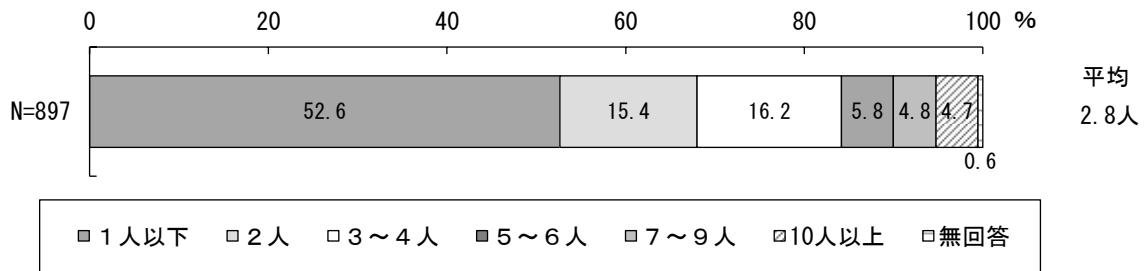


総数合計	件数	割合 N=897
1～4人	91	10.1
5～9人	269	30.0
10～19人	192	21.4
20～49人	185	20.6
50～99人	82	9.1
100人以上	39	4.3
無回答	39	4.3
全 体	897	100.0
平均(人)	25.8	
中央(人)	12.0	
最大(人)	404	
最小(人)	2	

(4)福祉事務所の職員数－査察指導員〔福祉事務所票 問2(1)〕

査察指導員の職員数は、1人以下の割合が最も高く、52.6%であり、平均2.8人であった。

図表 16 査察指導員の職員数

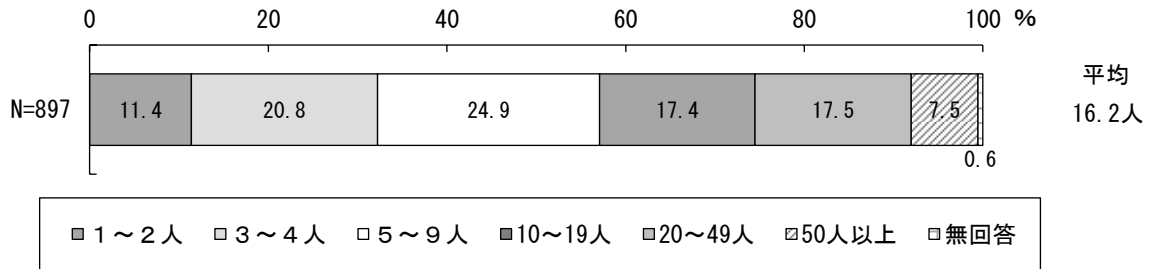


査察指導員	件数	割合 N=897
1人以下	472	52.6
2人	138	15.4
3～4人	145	16.2
5～6人	52	5.8
7～9人	43	4.8
10人以上	42	4.7
無回答	5	0.6
全 体	897	100.0
平均(人)	2.8	
中央(人)	1.0	
最大(人)	38	

(5)福祉事務所の職員数－現業員〔福祉事務所票 問2(1)〕

現業員の職員数は、5～9人の割合が最も高く、24.9%であり、平均16.2人であった。

図表 17 現業員の職員数

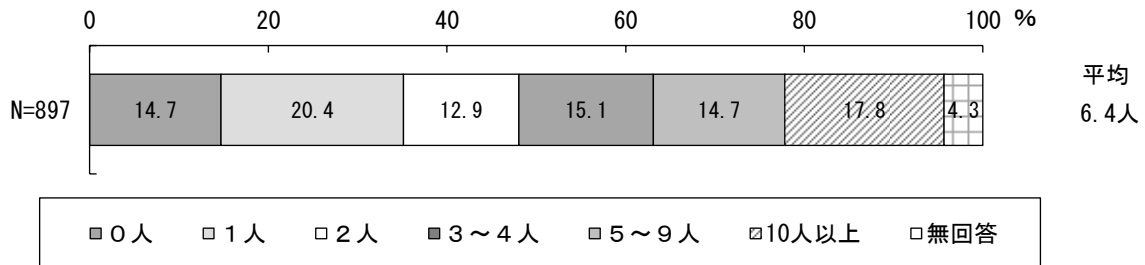


現業員	件数	割合 N=897
1～2人	102	11.4
3～4人	187	20.8
5～9人	223	24.9
10～19人	156	17.4
20～49人	157	17.5
50人以上	67	7.5
無回答	5	0.6
全 体	897	100.0
平均(人)	16.2	
中央(人)	7.0	
最大(人)	201	

(6)福祉事務所の職員数－査察指導員・現業員以外の生活保護業務を担当している職員〔福祉事務所票問2(1)〕

査察指導員・現業員以外の生活保護業務を担当している職員数は、1人の割合が最も高く、20.4%であり、平均6.4人であった。

図表 18 査察指導員・現業員以外の生活保護業務を担当している職員数



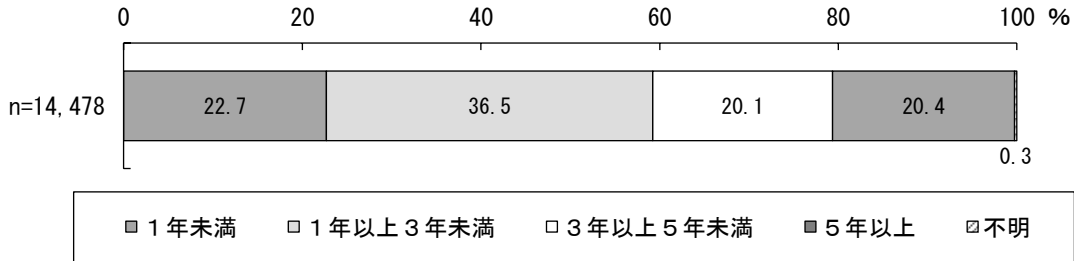
査察指導員・現業員以外の生活保護業務を担当している職員	件数	割合 N=897
0人	132	14.7
1人	183	20.4
2人	116	12.9
3～4人	135	15.1
5～9人	132	14.7
10人以上	160	17.8
無回答	39	4.3
全 体	897	100.0
平均(人)	6.4	
0を除く平均(人)	7.5	
中央(人)	2.0	
0を除く中央(人)	3.0	
最大(人)	165	

(7)福祉事務所の現業員の経験年数〔福祉事務所票 問2(1)〕

福祉事務所の現業員の経験年数は、回答のあった福祉事務所の全ての現業員数を積み上げて集計したところ、「1年以上3年未満」の割合が最も高く、36.5%であり（図表 19）、その平均人数は5.9人であった（図表 20）。

図表 19 福祉事務所現業員の経験年数

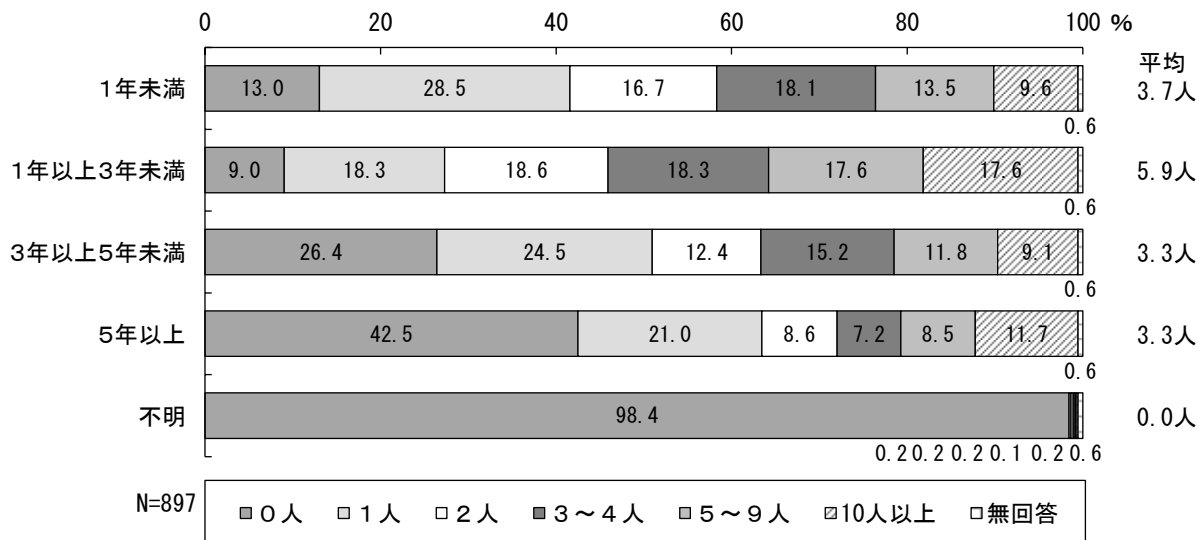
【現業員の経験年数について回答した福祉事務所の、全ての現業員数を積み上げ】



	件数	割合 n=14,478	事業所数	1事業所 あたり 平均人数
1年未満	3,286	22.7	N=775	4.2
1年以上3年未満	5,289	36.5	N=811	6.5
3年以上5年未満	2,912	20.1	N=655	4.4
5年以上	2,953	20.4	N=511	5.8
不明	38	0.3	N=9	4.2
全 体	14,478	100.0	N=892	16.2

※ 福祉事務所の現業員の総数は把握できているものの、その経験年数の内訳が不明である場合に「不明」に計上している。

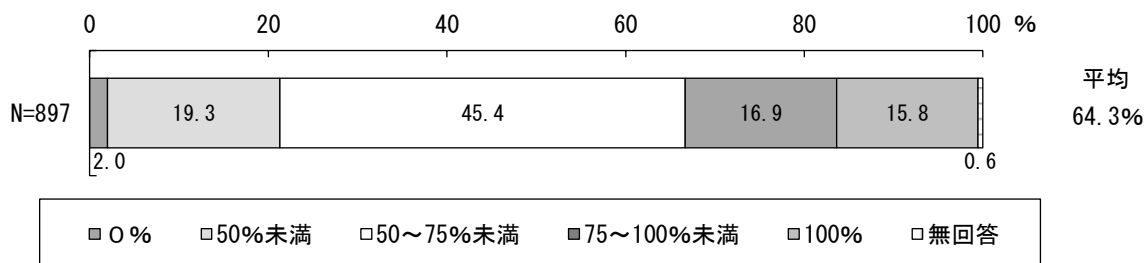
図表 20 福祉事務所現業員の経験年数



(8) 福祉事務所現業員の経験年数3年未満の職員数の割合〔福祉事務所票 問2(1)〕

福祉事務所現業員の経験年数3年未満の職員数の割合は、50～75%未満の割合が最も高く、45.4%であり、平均64.3%であった。

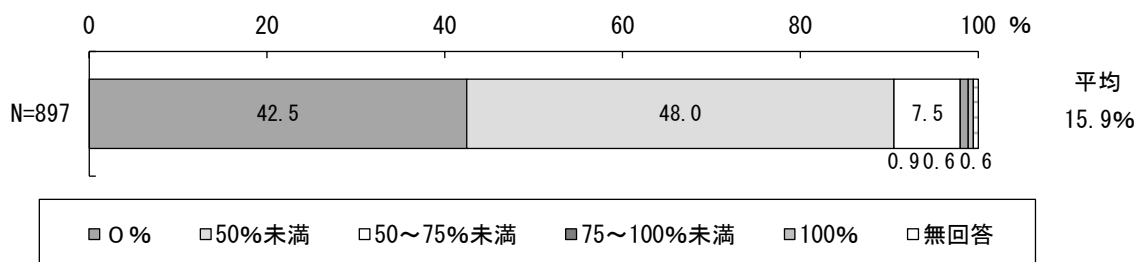
図表 21 福祉事務所現業員の経験年数3年未満の職員数の割合



(9) 福祉事務所現業員の経験年数5年以上の職員数の割合〔福祉事務所票 問2(1)〕

福祉事務所現業員の経験年数5年以上の職員数の割合は50%未満の割合が最も高く、48.0%であり、平均15.9%であった。

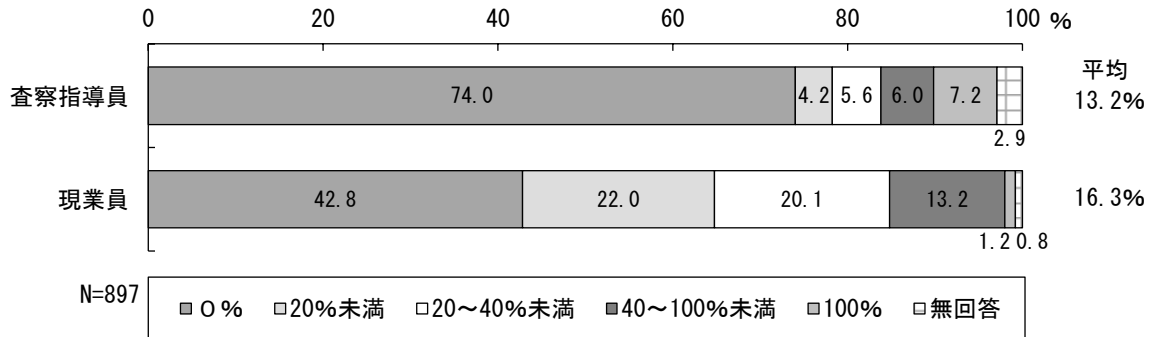
図表 22 福祉事務所現業員の経験年数5年以上の職員数の割合



(10) 査察指導員・現業員に占める社会福祉士の割合〔福祉事務所票 問2(2)〕

査察指導員・現業員に占める社会福祉士の割合は、査察指導員、現業員ともに、0%の割合が最も高く、それぞれ74.0%、42.8%であった。

図表 23 査察指導員・現業員に占める社会福祉士の割合



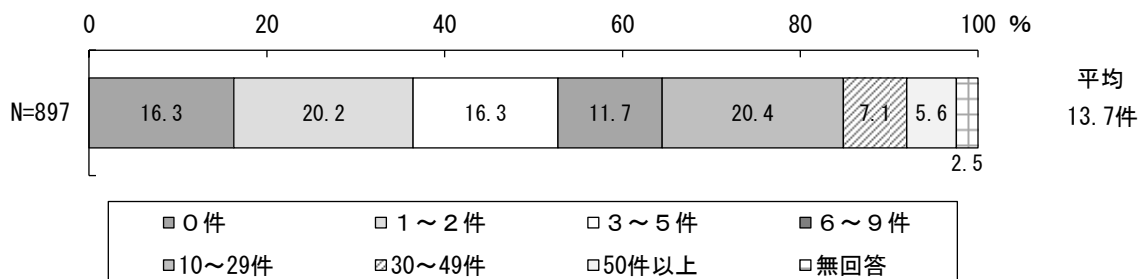
		0%	20%未満	20~40%未満	40~100%未満	100%	無回答	全体	平均 (%)	0を除く平均 (%)	中央 (%)	0を除く中央 (%)	0を除く最小 (%)
件数	査察指導員	664	38	50	54	65	26	897	13.2	55.6	0.0	50.0	7.1
	現業員	384	197	180	118	11	7	897	16.3	28.7	7.7	25.0	1.2
割合	査察指導員	N=897	74.0	4.2	5.6	6.0	7.2	2.9	100.0				
	現業員	N=897	42.8	22.0	20.1	13.2	1.2	0.8	100.0				

3)生活保護受給中に居所不明となった事案の発生状況

(1)今年度上半期において保護停止となった全ての事案の件数〔福祉事務所票 問3(1)〕

今年度上半期において保護停止となった全ての事案の件数は、10～29件の割合が最も高く、20.4%であり、平均13.7件であった。

図表 24 今年度上半期において保護停止となった全ての事案の件数

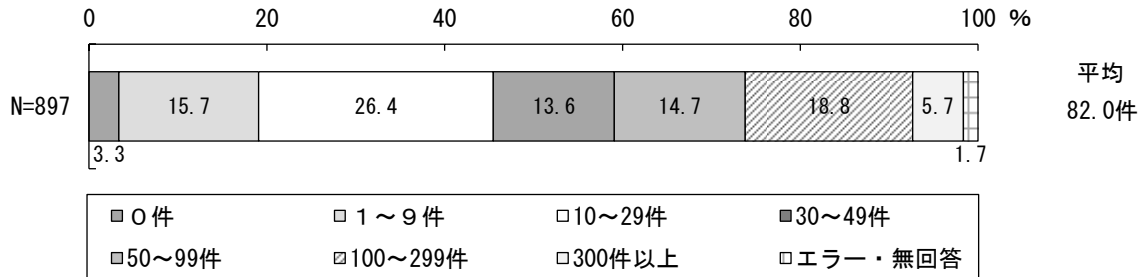


	件数	割合 N=897
0件	146	16.3
1～2件	181	20.2
3～5件	146	16.3
6～9件	105	11.7
10～29件	183	20.4
30～49件	64	7.1
50件以上	50	5.6
無回答	22	2.5
全 体	897	100.0
平均(件)	13.7	
0を除く平均(件)	16.5	
中央(件)	4.0	
0を除く中央(件)	7.0	
最大(件)	499	

(2)今年度上半期において保護廃止となった全ての事案の件数〔福祉事務所票 問3(2)〕

今年度上半期において保護廃止となった全ての事案の件数は、10～29件の割合が最も高く、26.4%であり、平均82.0件であった。

図表 25 今年度上半期において保護廃止となった全ての事案の件数

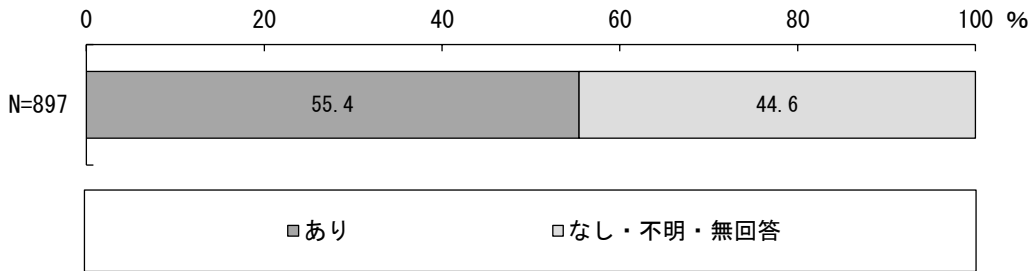


	件数	割合 N=897
0件	30	3.3
1～9件	141	15.7
10～29件	237	26.4
30～49件	122	13.6
50～99件	132	14.7
100～299件	169	18.8
300件以上	51	5.7
エラー・無回答	15	1.7
全 体	897	100.0
平均(件)	82.0	
0を除く平均(件)	84.9	
中央(件)	34.0	
0を除く中央(件)	36.0	
最大(件)	1,915	

(3) 令和3年度中における、調査等によって居所が判明した事案若しくは居所不明と判定できずにいる事案、または、今年度上半期における、居所不明を理由として停廃止に至った事案についての経験の有無〔福祉事務所票 問4(1)問5問6(1)〕

令和3年度中における、調査等によって居所が判明した事案若しくは居所不明と判定できずにいる事案、または、今年度上半期における、居所不明を理由として停廃止に至った事案のうち、いずれか一つでも経験したことがある福祉事務所の割合は、55.4%であり、半数以上に及んだ。

図表 26 令和3年度中における、調査等によって居所が判明した事案若しくは居所不明と判定できずにいる事案、または、今年度上半期における、居所不明を理由として停廃止に至った事案についての経験の有無

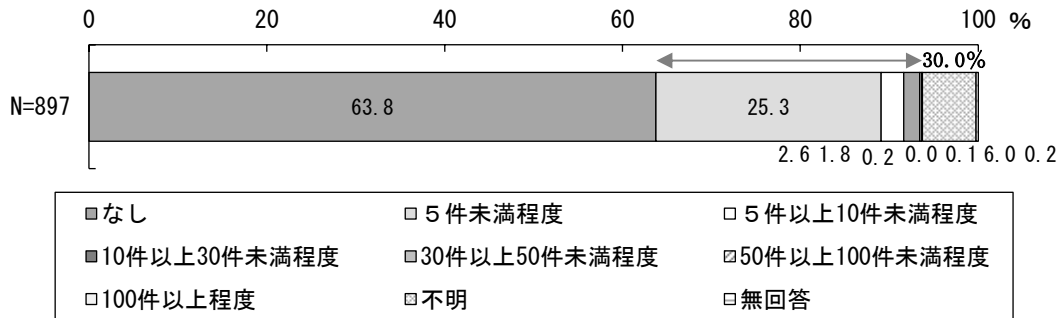


	件数	割合 N=897
あり	497	55.4
なし・不明・無回答	400	44.6
全 体	897	100.0

(4)令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案の数〔福祉事務所票 問4(1)〕

令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案について、当該事案が発生したことがある福祉事務所は30.0%であった。

図表 27 令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案の数

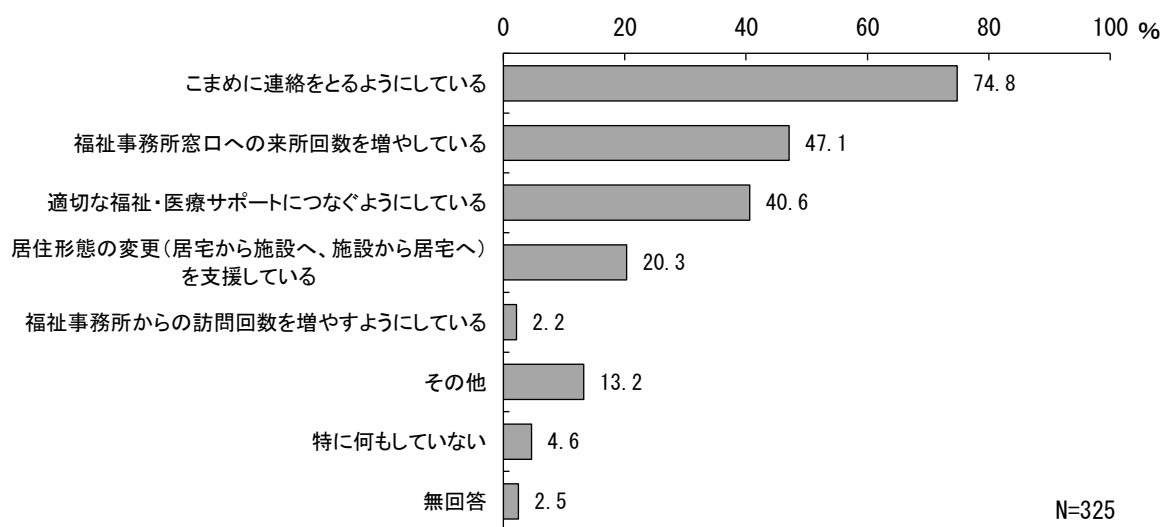


	件数	割合 N=897
なし	572	63.8
5件未満程度	227	25.3
5件以上10件未満程度	23	2.6
10件以上30件未満程度	16	1.8
30件以上50件未満程度	2	0.2
50件以上100件未満程度	0	0.0
100件以上程度	1	0.1
不明	54	6.0
無回答	2	0.2
全 体	897	100.0

(5) 令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案における、その後の被保護者への対応(複数回答)〔福祉事務所票 問4(2)〕

令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案における、その後の被保護者への対応は、「こまめに連絡をとるようにしている」の割合が最も高く、74.8%であった。次に「福祉事務所窓口への来所回数を増やしている」の割合が高く、47.1%であった。

図表 28 居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案における、その後の被保護者への対応
【令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案がある福祉事務所のみ】

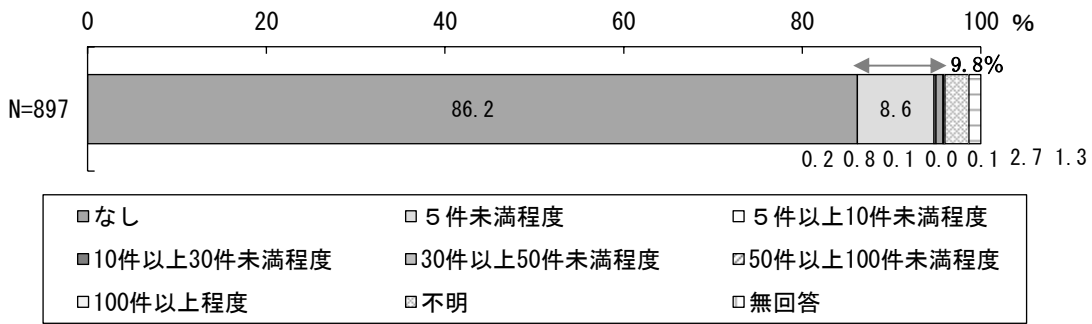


	件数	割合 N=325
こまめに連絡をとるようにしている	243	74.8
福祉事務所窓口への来所回数を増やしている	153	47.1
適切な福祉・医療サポートにつなぐようにしている	132	40.6
居住形態の変更(居宅から施設へ、施設から居宅へ)を支援している	66	20.3
福祉事務所からの訪問回数を増やすようにしている	7	2.2
その他	43	13.2
特に何もしていない	15	4.6
無回答	8	2.5
全 体	667	—

(6)令和3年度において、居所不明の疑いが生じ、被保護者の居所が引き続き不明であるものの、居所不明と判定ができずにいる事案の数〔福祉事務所票 問5〕

令和3年度において、居所不明の疑いが生じ、被保護者の居所が引き続き不明であるものの、居所不明と判定ができずにいる事案について、当該事案が発生したことがある福祉事務所は9.8%であった。

図表 29 令和3年度において、居所不明の疑いが生じ、被保護者の居所が引き続き不明であるものの、居所不明と判定ができずにいる事案の数

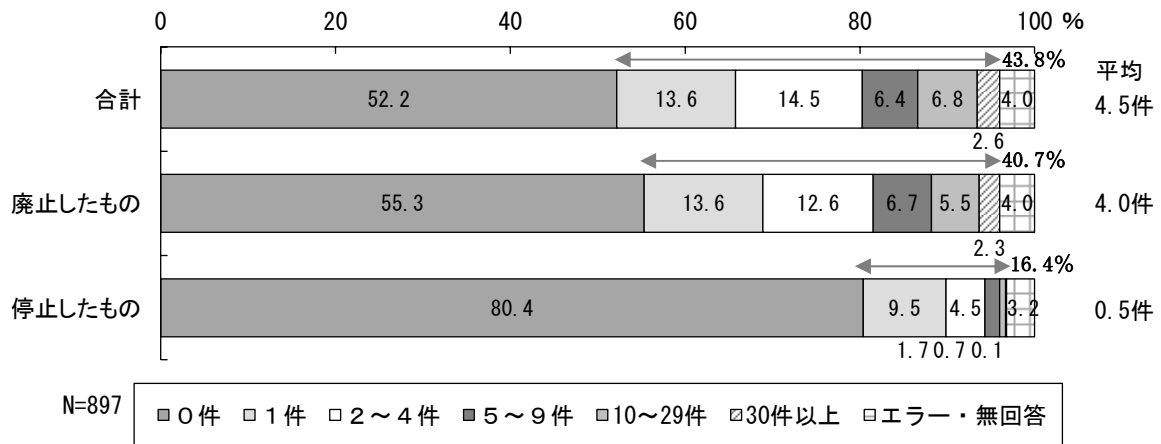


	件数	割合 N=897
なし	773	86.2
5件未満程度	77	8.6
5件以上10件未満程度	2	0.2
10件以上30件未満程度	7	0.8
30件以上50件未満程度	1	0.1
50件以上100件未満程度	0	0.0
100件以上程度	1	0.1
不明	24	2.7
無回答	12	1.3
全 体	897	100.0

(7)今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案(停廃止後に居所が明らかになった事案を含む)の数〔福祉事務所票 問6(1)〕

今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案（停廃止後に居所が明らかになった事案を含む）について、当該事案が発生したことがある福祉事務所は43.8%であった。また、当該事案の数は平均4.5件（0を除く平均は9.9件）であった。

図表 30 今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案
(停廃止後に居所が明らかになった事案を含む)の数



今年度上半期（4月～9月）で停廃止した事案件数	件数			割合		
	合計	廃止した もの	停止した もの	合計 N=897	廃止した もの N=897	停止した もの N=897
0件	468	496	721	52.2	55.3	80.4
1件	122	122	85	13.6	13.6	9.5
2～4件	130	113	40	14.5	12.6	4.5
5～9件	57	60	15	6.4	6.7	1.7
10～29件	61	49	6	6.8	5.5	0.7
30件以上	23	21	1	2.6	2.3	0.1
エラー・無回答	36	36	29	4.0	4.0	3.2
全 体	897	897	897	100.0	100.0	100.0
平均(件)	4.5	4.0	0.5			
0を除く平均(件)	9.9	9.5	3.0			
中央(件)	0.0	0.0	0.0			
0を除く中央(件)	3.0	3.0	1.0			
最大(件)	396	391	34			

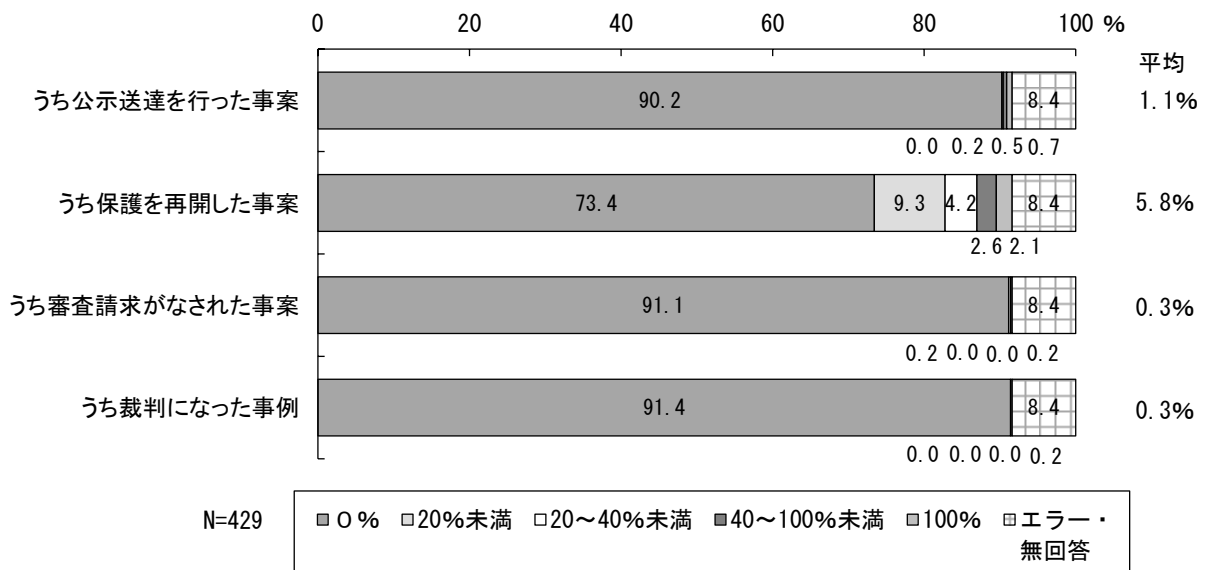
※ 上記集計表における「1件」、「2～4件」、「5～9件」、「10～29件」及び「30件以上」の割合を合計した割合と、本文中における「当該事案が発生したことがある福祉事務所」の割合は一致しないが、これは、集計表の各割合を、表記上、小数点第一位までの表示とし、小数点第二位を四捨五入して表記したことによるものであり、誤りではない。グラフ中の「停止したもの」についても同様である。

(8)今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案の合計数に対する、公示送達実施事案、保護再開事案、審査請求事案及び裁判になった事案の割合〔福祉事務所票 問6(1)〕

今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案が発生している福祉事務所のうち、公示送達を行った福祉事務所は 1.4%であり、90.2%の福祉事務所では公示送達を行っていない。

また、今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案が発生している福祉事務所のうち、裁判になった事例がある福祉事務所の割合は 0.2%（1福祉事務所のみ）であった。

図表 31 今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案の合計数に対する各事案の割合
【今年度上半期において、居所不明を理由とする停廃止事案がある福祉事務所のみ】

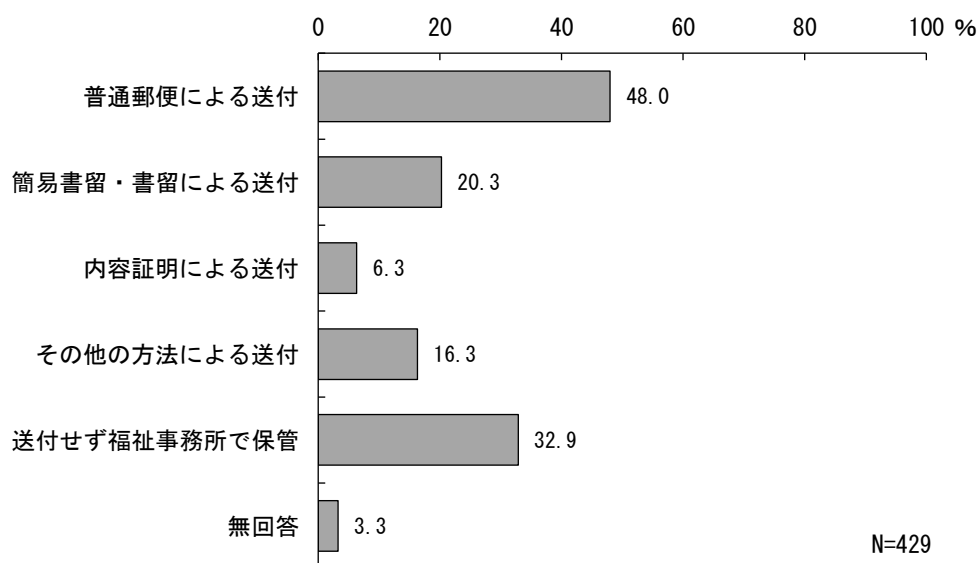


4)生活保護受給中に居所不明となった事案に対する福祉事務所の対応方針

(1)被保護者が居所不明だと判定した場合における停廃止決定通知書について、公示送達以外の送付方法(複数回答)[福祉事務所票 問6(2)]

被保護者が居所不明だと判定した場合における、停廃止決定通知書の公示送達以外の送付方法は、「普通郵便による送付」の割合が最も高く、48.0%であった。次に「送付せず福祉事務所で保管」の割合が高く、32.9%であった。

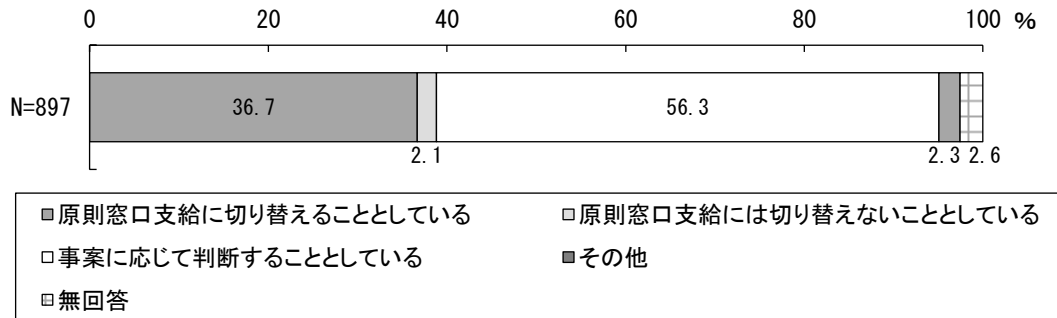
図表 32 被保護者が居所不明だと判定した場合における、
停廃止決定通知書の公示送達以外の送付方法
【今年度上半期において、居所不明を理由とする停廃止事案がある福祉事務所のみ】



(2)被保護者に居所不明の疑いが生じた場合の窓口支給への切替〔福祉事務所票 問7(1)〕

被保護者に居所不明の疑いが生じた場合の窓口支給への切替の状況は、「事案に応じて判断することとしている」の割合が最も高く、56.3%であった。次に「原則窓口支給に切り替えることとしている」の割合が高く、36.7%であった。

図表 33 被保護者に居所不明の疑いが生じた場合の窓口支給への切替

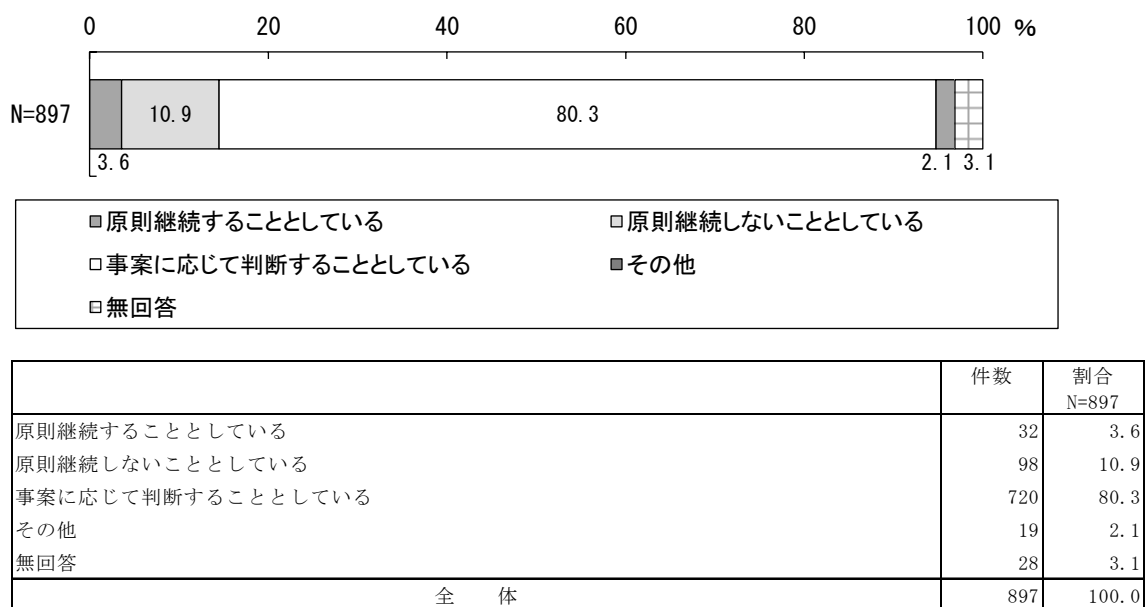


	件数	割合 N=897
原則窓口支給に切り替えることとしている	329	36.7
原則窓口支給には切り替えないこととしている	19	2.1
事案に応じて判断することとしている	505	56.3
その他	21	2.3
無回答	23	2.6
全 体	897	100.0

(3) 調査によって被保護者の居所が判明した場合の窓口支給の継続〔福祉事務所票 問7(2)〕

調査によって被保護者の居所が判明した場合の窓口支給の継続状況は、「事案に応じて判断することとしている」の割合が最も高く、80.3%であった。次に「原則継続しないこととしている」の割合が高く、10.9%であった。

図表 34 調査によって被保護者の居所が判明した場合の窓口支給の継続

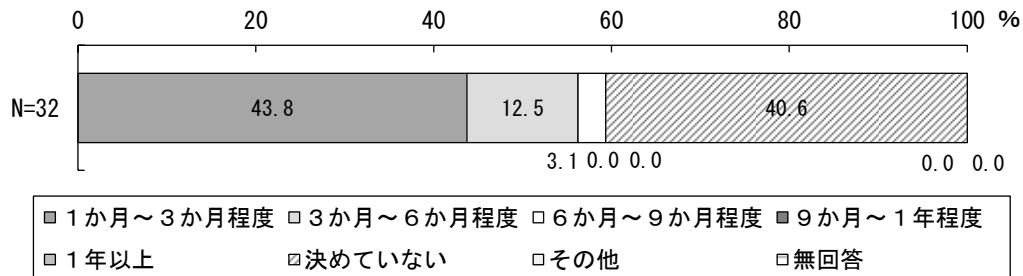


(4) 窓口支給の継続期間の程度〔福祉事務所票 問7(2)SQ〕

窓口支給の継続期間の程度は、「1か月～3か月程度」の割合が最も高く、43.8%であった。次に「決めていない」の割合が高く、40.6%であった。

図表 35 窓口支給の継続期間の程度

【調査によって被保護者の居所が判明した場合に窓口支給を原則継続する福祉事務所のみ】

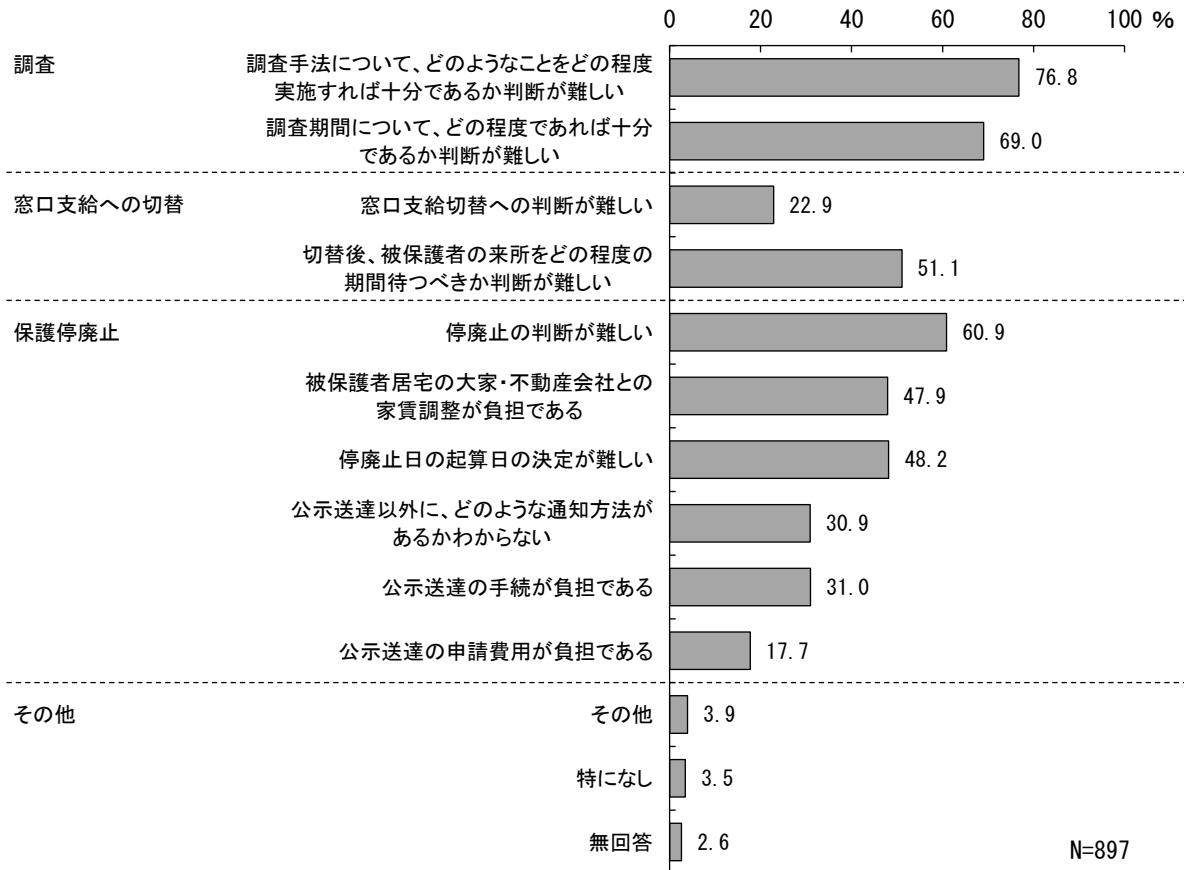


	件数	割合 N=32
1か月～3か月程度	14	43.8
3か月～6か月程度	4	12.5
6か月～9か月程度	1	3.1
9か月～1年程度	0	0.0
1年以上	0	0.0
決めていない	13	40.6
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
全 体	32	100.0

(5)被保護者が居所不明となった場合の課題等(複数回答)[福祉事務所票 問8]

被保護者が居所不明となった場合の課題等は、「調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい」が76.8%、「調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい」が69.0%と、調査に関する課題があると回答した福祉事務所が多かった。

図表 36 被保護者が居所不明となった場合の課題等

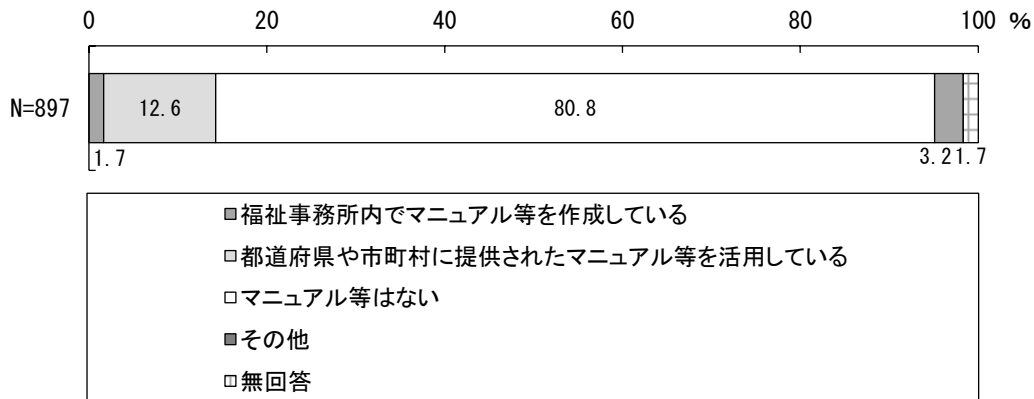


		件数	割合 N=897
調査	調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい	689	76.8
	調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい	619	69.0
窓口支給への切替	窓口支給切替への判断が難しい	205	22.9
	切替後、被保護者の来所をどの程度の期間待つべきか判断が難しい	458	51.1
保護停廃止	停廃止の判断が難しい	546	60.9
	被保護者居宅の大家・不動産会社との家賃調整が負担である	430	47.9
	停廃止日の起算日の決定が難しい	432	48.2
	公示送達以外に、どのような通知方法があるかわからない	277	30.9
	公示送達の手続が負担である	278	31.0
	公示送達の申請費用が負担である	159	17.7
その他	その他	35	3.9
	特になし	31	3.5
無回答		23	2.6
全 体		4,182	—

(6)被保護者が居所不明となっている疑いが生じた場合や、被保護者が居所不明であると判定した場合における対応マニュアル等の内部ルールの有無〔福祉事務所票 問9〕

被保護者が居所不明となっている疑いが生じた場合や、被保護者が居所不明であると判定した場合における対応マニュアル等の内部ルールの有無については、「マニュアル等はない」の割合が最も高く、80.8%であった。次に「都道府県や市町村に提供されたマニュアル等を活用している」の割合が高く、12.6%であった。

図表 37 被保護者が居所不明となっている疑いが生じた場合や、被保護者が居所不明であると判定した場合における対応マニュアル等の内部ルールの有無



	件数	割合 N=897
福祉事務所でマニュアル等を作成している	15	1.7
都道府県や市町村に提供されたマニュアル等を活用している	113	12.6
マニュアル等はない	725	80.8
その他	29	3.2
無回答	15	1.7
全 体	897	100.0

5)調査等によって居所が判明した事案の数〔クロス集計〕

(1)管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別 調査等によって居所が判明した事案の有無〔福祉事務所票 問1(4)×福祉事務所票 問4(1)〕

管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、管内人口に対する保護受給者数の割合が高い福祉事務所ほど、当該事案を経験している割合が高かった。管内人口に対する保護受給世帯数の割合についても、類似の傾向が見られた。

図表 38 管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別
調査等によって居所が判明した事案の有無

		全体	あり	なし	不明・ 無回答
全 体		897	269	572	56
		100.0	30.0	63.8	6.2
管内人口に対する 保護受給者数の割合	0.5%未満	145	14.5	85.5	0.0
	0.5～1.0%未満	280	26.8	71.1	2.1
	1.0～1.5%未満	184	33.2	59.8	7.1
	1.5～2.0%未満	110	34.5	52.7	12.7
	2.0～3.0%未満	99	38.4	52.5	9.1
	3.0%以上	71	45.1	39.4	15.5
	無回答	8	50.0	12.5	37.5
管内人口に対する 保護受給世帯数の 割合	1.0%未満	150	15.3	84.0	0.7
	1.0～2.0%未満	316	28.2	69.9	1.9
	2.0～3.0%未満	206	34.0	57.3	8.7
	3.0～4.0%未満	98	28.6	58.2	13.3
	4.0～5.0%未満	64	39.1	53.1	7.8
	5.0%以上	53	54.7	26.4	18.9
	エラー・無回答	10	50.0	20.0	30.0

(2)地域別 調査等によって居所が判明した事案の有無〔福祉事務所の所在地・福祉事務所票 問1(3)〕

①×福祉事務所票 問4(1)〕

都市圏別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、当該事案がある福祉事務所の割合は、三大都市圏（首都圏、中部圏及び近畿圏）ではその他の地域より高かった。同じく、都市規模別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、当該事案がある福祉事務所の割合は、政令指定都市・特別区ではその他の地域より高かった。

また、人口規模別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、人口規模が 10 万人を超える福祉事務所における、当該事案がある福祉事務所の割合は、全体における、当該事案がある福祉事務所の割合（30.0%）よりも高かった。

図表 39 地域別 調査等によって居所が判明した事案の有無

		全体	あり	なし	不明・ 無回答
全 体		897	269	572	56
		100.0	30.0	63.8	6.2
都市圏	首都圏	161	37.3	45.3	17.4
	中部圏	83	36.1	59.0	4.8
	近畿圏	129	34.1	57.4	8.5
	その他	524	25.8	71.8	2.5
都市規模	政令指定都市・特別区	181	53.6	32.6	13.8
	その他	716	24.0	71.6	4.3
人口規模	～50,000人	334	14.4	85.3	0.3
	50,001～100,000人	243	28.4	68.7	2.9
	100,001～200,000人	186	48.9	44.1	7.0
	200,001～300,000人	73	41.1	35.6	23.3
	300,001人以上	53	50.9	20.8	28.3
	無回答	8	50.0	12.5	37.5

(3)窓口支給の切替方針別 調査等によって居所が判明した事案の有無〔福祉事務所票 問7(1)×福祉事務所票 問4(1)〕

窓口支給の切替方針別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、当該事案がある福祉事務所の割合は、「原則窓口支給に切り替えることとしている」福祉事務所では36.5%、「原則窓口支給には切り替えないこととしている」福祉事務所では42.1%、「事案に応じて判断することとしている」福祉事務所では27.1%であった。

図表 40 窓口支給の切替方針別 調査等によって居所が判明した事案の有無

		全体	あり	なし	不明・無回答
全体		897	30.0	63.8	6.2
窓口支給の切替方針	原則窓口支給に切り替えることとしている	329	36.5	55.3	8.2
	原則窓口支給には切り替えないこととしている	19	42.1	57.9	0.0
	事案に応じて判断することとしている	505	27.1	67.3	5.5
	その他	21	19.0	76.2	4.8
	無回答	23	0.0	100.0	0.0

6) 居所不明のため廃止された事案の数〔クロス集計〕

(1) 管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別 居所不明のため廃止された事案の数〔福祉事務所票 問1(4)×福祉事務所票 問6(1)〕

管内人口に対する保護受給者数の割合別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、管内人口に対する保護受給者数の割合が高くなると、平均件数も高くなった。また、管内人口に対する保護受給者数の割合が1.5%以上の福祉事務所では、平均件数が全体の平均件数（4.5件）を上回った。

また、管内人口に対する保護受給世帯数の割合別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、管内人口に対する保護受給世帯数の割合が3.0%以上の福祉事務所では、平均件数が全体の平均件数（4.5件）を上回った。特に、管内人口に対する保護受給世帯数の割合が「3.0%～4.0%未満」と「5.0%以上」の福祉事務所では、平均件数がそれぞれ10.6件及び22.8件と高かった。

図表 41 管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別
居所不明のため廃止された事案の数

		全体	0件	1～4件	5件以上	無回答	平均 (件)
全 体		897	468	252	141	36	4.5
		100.0	52.2	28.1	15.7	4.0	
管内人口に対する 保護受給者数の割合	0.5%未満	145	75.9	15.2	1.4	7.6	0.3
	0.5～1.0%未満	280	65.0	24.3	6.8	3.9	1.5
	1.0～1.5%未満	184	45.1	38.0	14.1	2.7	2.5
	1.5～2.0%未満	110	30.9	40.9	26.4	1.8	5.2
	2.0～3.0%未満	99	40.4	26.3	29.3	4.0	11.3
	3.0%以上	71	26.8	23.9	45.1	4.2	19.1
	無回答	8	0.0	50.0	50.0	0.0	7.4
管内人口に対する 保護受給世帯数の 割合	1.0%未満	150	75.3	14.7	2.0	8.0	0.4
	1.0～2.0%未満	316	62.0	26.6	7.9	3.5	1.8
	2.0～3.0%未満	206	39.8	39.3	19.4	1.5	3.6
	3.0～4.0%未満	98	39.8	30.6	25.5	4.1	10.6
	4.0～5.0%未満	64	37.5	25.0	32.8	4.7	5.8
	5.0%以上	53	24.5	28.3	43.4	3.8	22.8
	エラー・無回答	10	10.0	40.0	40.0	10.0	5.6

**(2)地域別 居所不明のため廃止された事案の数〔福祉事務所の所在地・福祉事務所票 問1(3)①
×福祉事務所票 問6(1)〕**

都市圏別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、当該事案の平均件数は、三大都市圏（首都圏、中部圏及び近畿圏）ではその他の地域より高かった。同じく、都市規模別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、当該事案の平均件数は、政令指定都市・特別区ではその他の地域より高かった。

また、人口規模別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、人口規模が 10 万人を超える福祉事務所における当該事案の平均件数は、全体の平均件数（4.5 件）を上回った。特に、人口規模が 30 万人を超える福祉事務所では、平均件数が 20.4 件と高かった。

図表 42 地域別 居所不明のため廃止された事案の数

		全体	0 件	1～4 件	5 件以上	無回答	平均 (件)
全 体		897	468	252	141	36	4.5
		100.0	52.2	28.1	15.7	4.0	
都市圏	首都圏	161	19.3	34.8	44.7	1.2	14.3
	中部圏	83	37.3	32.5	26.5	3.6	6.4
	近畿圏	129	48.1	28.7	20.2	3.1	5.6
	その他	524	65.6	25.2	4.0	5.2	0.8
都市規模	政令指定都市・特別区	181	14.9	34.3	49.7	1.1	15.8
	その他	716	61.6	26.5	7.1	4.7	1.6
人口規模	～50,000人	334	81.7	11.7	0.3	6.3	0.2
	50,001～100,000人	243	54.3	34.6	7.8	3.3	1.9
	100,001～200,000人	186	28.0	38.7	29.6	3.8	8.6
	200,001～300,000人	73	9.6	52.1	38.4	0.0	9.6
	300,001人以上	53	7.5	28.3	64.2	0.0	20.4
	無回答	8	0.0	50.0	50.0	0.0	7.4

7)被保護者が居所不明となった場合の課題〔クロス集計〕

(1)公示送達実施有無別 被保護者が居所不明となった場合の課題〔福祉事務所票 問6(1)×福祉事務所票 問8〕

公示送達の実施有無別に、被保護者が居所不明となった場合の課題のうち、調査に係る課題について見ると、「調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい」について該当ありと回答した福祉事務所は、公示送達を実施している福祉事務所の方が、公示送達を実施していない福祉事務所よりも、割合が高かった。一方で、「調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい」及び「窓口支給切替への判断が難しい」について該当ありと回答した福祉事務所は、公示送達を実施している福祉事務所の方が、公示送達を実施していない福祉事務所よりも、割合が低かった。

また、公示送達の実施有無別に、被保護者が居所不明となった場合の課題のうち、公示送達に係る課題について見ると、「公示送達以外に、どのような通知方法があるかわからない」について該当ありと回答した福祉事務所は、公示送達を実施している福祉事務所の方が、公示送達を実施していない福祉事務所よりも、割合が高かった。「公示送達の手続が負担である」及び「公示送達の申請費用が負担である」についても同様であった。

図表 43 公示送達実施有無別 被保護者が居所不明となった場合の課題

	全体	調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい		調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい		窓口支給切替への判断が難しい		切替後、被保護者の来所をどの程度の期間待つべきか判断が難しい		廃止の判断が難しい		
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
全 体	897	689	208	619	278	205	692	458	439	546	351	
		76.8	23.2	69.0	31.0	22.9	77.1	51.1	48.9	60.9	39.1	
公示送達実施状況	有り	6	100.0	0.0	33.3	66.7	0.0	100.0	66.7	33.3	50.0	50.0
	無し	855	76.6	23.4	69.4	30.6	22.7	77.3	51.2	48.8	61.3	38.7
	エラー・無回答	36	77.8	22.2	66.7	33.3	30.6	69.4	44.4	55.6	52.8	47.2

	全体	被保護者居宅の大家・不動産会社との家賃調整が負担である		廃止日の起算日の決定が難しい		公示送達以外に、どのような通知方法があるかわからない		公示送達の手続が負担である		公示送達の申請費用が負担である		その他		
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
全 体	897	430	467	432	465	277	620	278	619	159	738	35	862	
		47.9	52.1	48.2	51.8	30.9	69.1	31.0	69.0	17.7	82.3	3.9	96.1	
公示送達実施状況	有り	6	66.7	33.3	50.0	50.0	66.7	33.3	50.0	50.0	33.3	66.7	0.0	100.0
	無し	855	47.8	52.2	48.0	52.0	30.8	69.2	31.0	69.0	17.4	82.6	4.1	95.9
	エラー・無回答	36	47.2	52.8	52.8	47.2	27.8	72.2	27.8	72.2	22.2	77.8	0.0	100.0

2. 個別事案票について

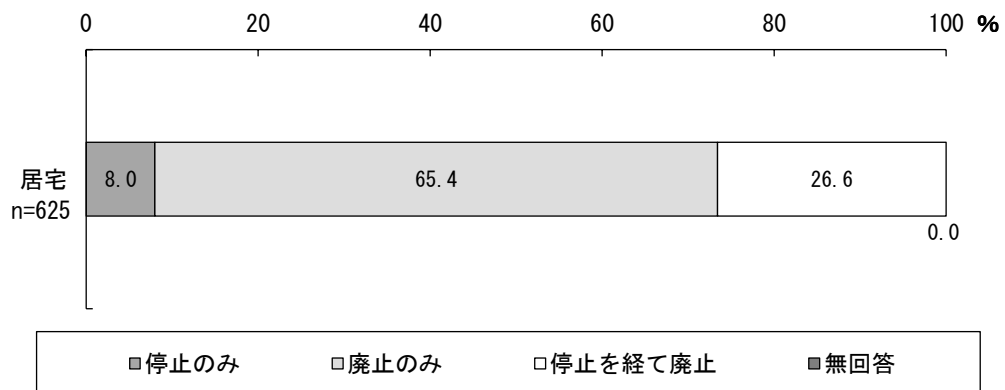
1) 居所不明を理由として保護停廃止に至った事案の停廃止状況

(1) 保護停廃止状況〔個別事案票 問1(1)〕

保護停廃止状況は、居宅では「廃止のみ」の割合が最も高く、65.4%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「廃止のみ」の割合が最も高く、83.3%であった。

図表 44 保護停廃止状況

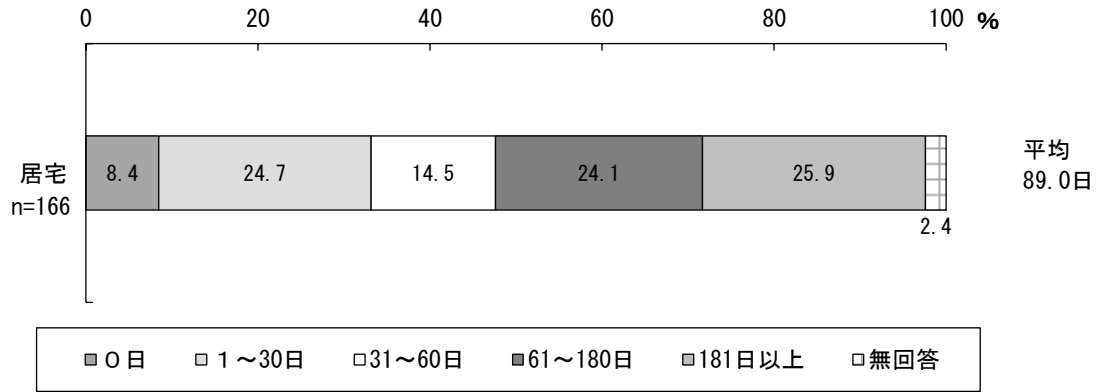


(2)停止日から廃止日までの日数〔個別事案票 問1(2)(3)〕

居宅の、停止日から廃止日までの平均日数は89.0日で、中央日数は61.0日であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外の、停止日から廃止日までの平均日数は25.7日で、中央日数は14.0日であった。

図表 45 停止日から廃止日までの日数
【居所不明を理由として、保護を「停止を経て廃止」した事案のみ】

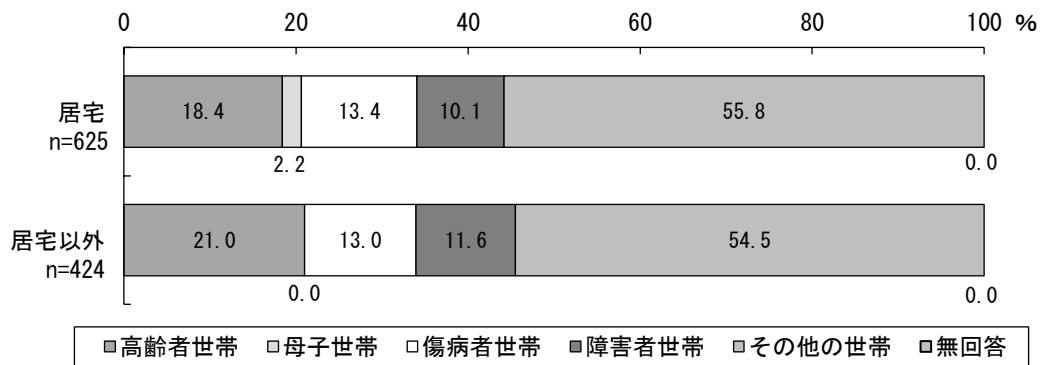


2)居所不明を理由として保護廃止に至った事案の被保護者像

(1)世帯構成〔個別事案票 問2(1)〕

世帯構成は居宅、居宅以外のいずれにおいても「その他の世帯」の割合が高く、それぞれ55.8%、54.5%であった。

図表 46 世帯構成



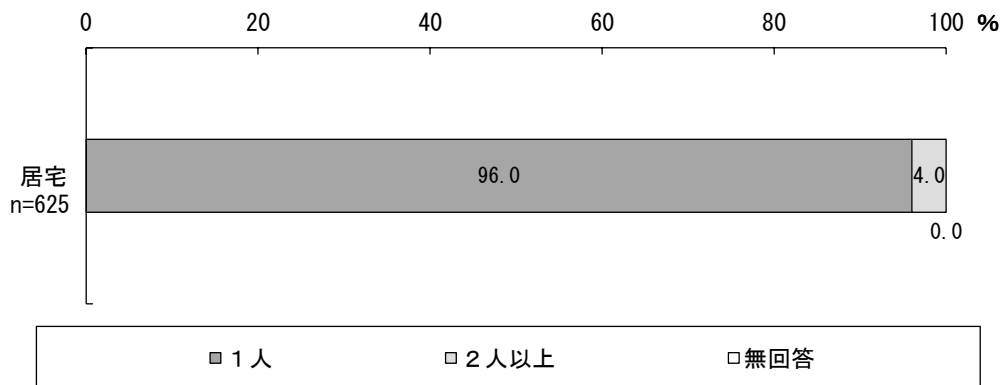
(2)世帯人数[個別事案票 問2(2)]

世帯人数は、居宅では「1人」の割合が最も高く、96.0%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「1人」の割合が最も高く、9割を超えた。

※ アンケート調査においては、選択肢「2人」、「3人」及び「4人以上」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「2人以上」としている。

図表 47 世帯人数

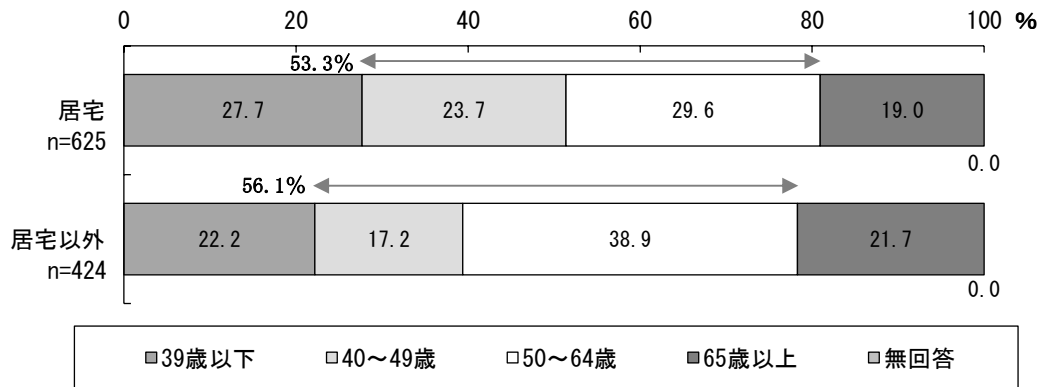


(3)年齢[個別事案票 問2(3)]

年齢は居宅、居宅以外のいずれにおいても 50～64 歳の割合が高く、それぞれ 29.6%、38.9%であった。

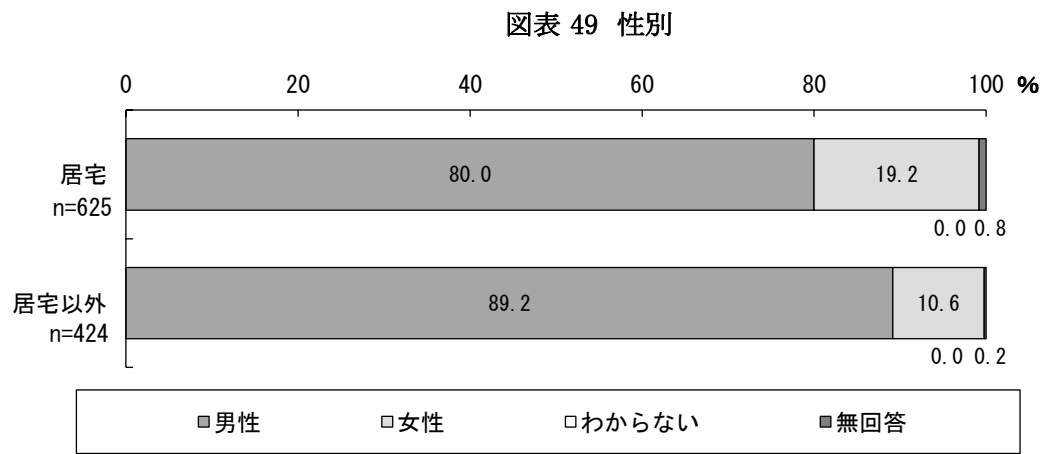
また、居宅、居宅以外のいずれにおいても 40～49 歳及び 50～64 歳の割合の合計が 5 割を超え、それぞれ 53.3%、56.1%であった。

図表 48 年齢



(4)性別〔個別事案票 問2(4)〕

性別は居宅、居宅以外のいずれにおいても「男性」の割合が最も高く、それぞれ 80.0%、89.2%であった。



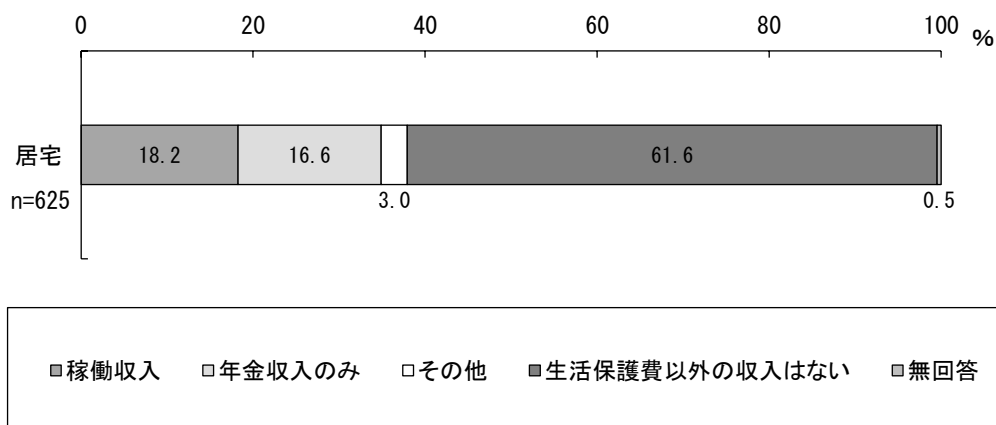
(5)生活保護費以外の世帯収入の有無〔個別事案票 問2(5)〕

生活保護費以外の世帯収入の有無は、居宅では「生活保護費以外の収入はない」の割合が最も高く、61.6%であるのに対し、「稼働収入」がある割合は18.2%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「生活保護費以外の収入はない」の割合が最も高く、75.2%であるのに対し、「稼働収入」がある割合は9.7%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「各種手当」及び「養育費（各種手当を除く）」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」と統合している。

図表 50 生活保護費以外の世帯収入の有無



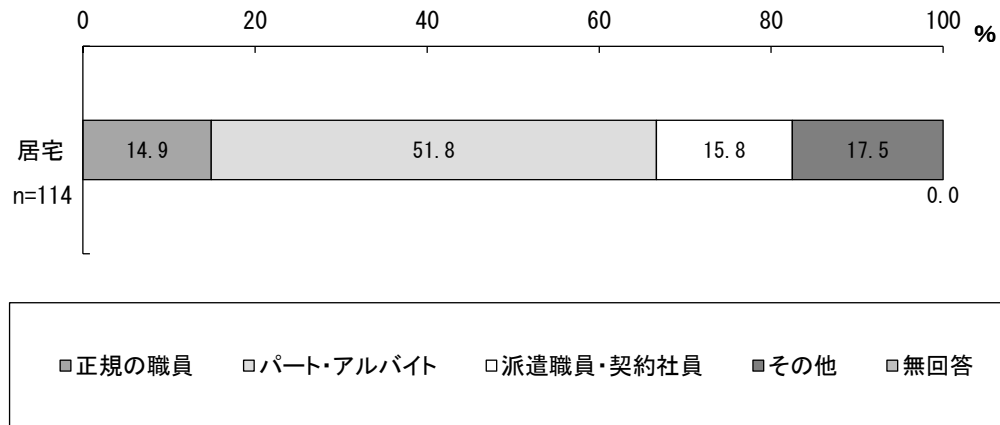
(6)雇用形態【個別事案票 問2(5)SQ1】

雇用形態は、居宅では「パート・アルバイト」の割合が最も高く、51.8%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「パート・アルバイト」の割合が最も高く、48.8%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「派遣職員」及び「契約社員」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「派遣職員・契約社員」としている。

図表 51 雇用形態
【稼働収入がある被保護世帯のみ】

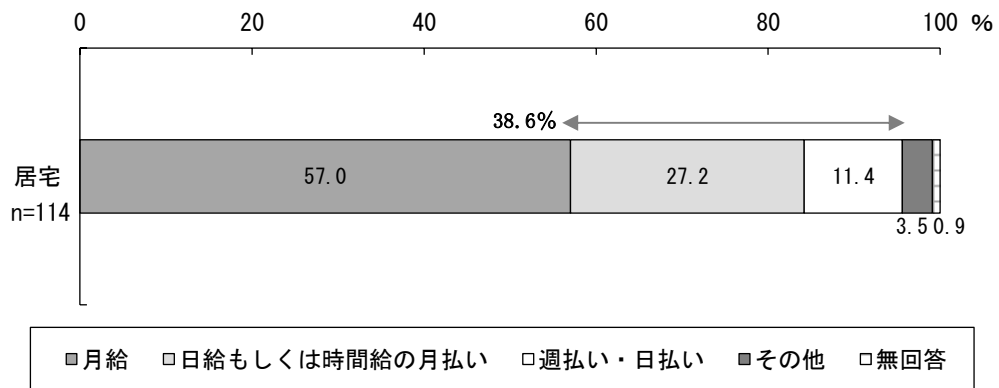


(7)給与の支払形態〔個別事案票 問2(5)SQ2〕

給与の支払形態は、居宅では「日給もしくは時間給の月払い」及び「週払い・日払い」の合計が 38.6%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外で「日給もしくは時間給の月払い」及び「週払い・日払い」の合計は 43.9%であった。

図表 52 給与の支払形態
【稼働収入がある被保護世帯のみ】

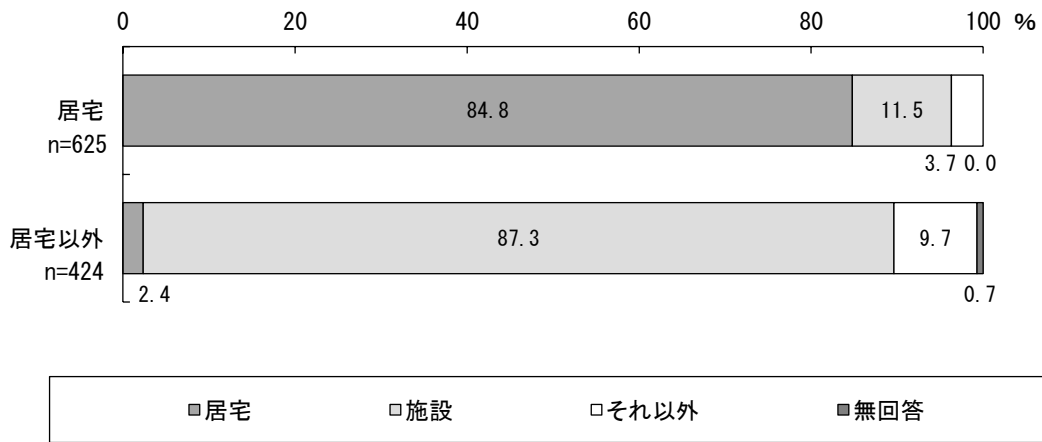


(8)居所不明の疑いが生じた時点の居住形態〔個別事案票 問2(6)〕

居所不明の疑いが生じた時点の居住形態は、居宅から居所不明となった事案においても、「施設」が 11.5%、「それ以外」が 3.7%であった。また、居宅以外から居所不明となった事案では「施設」の割合が高く、87.3%であったが、「居宅」も 2.4%見られた。

※ グラフの凡例中「居宅」は、アンケート調査における「居宅（持家）」及び「居宅（賃貸・貸家等）」を、同じく「施設」は、アンケート調査における「救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設」、「無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設」、「上記以外の施設」及び「医療機関（入院中）」を、同じく「それ以外」は、アンケート調査における「親類宅・知人宅」、「漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等」及び「その他」を、それぞれサンプル数を踏まえて統合したものである。

図表 53 居所不明の疑いが生じた時点の居住形態

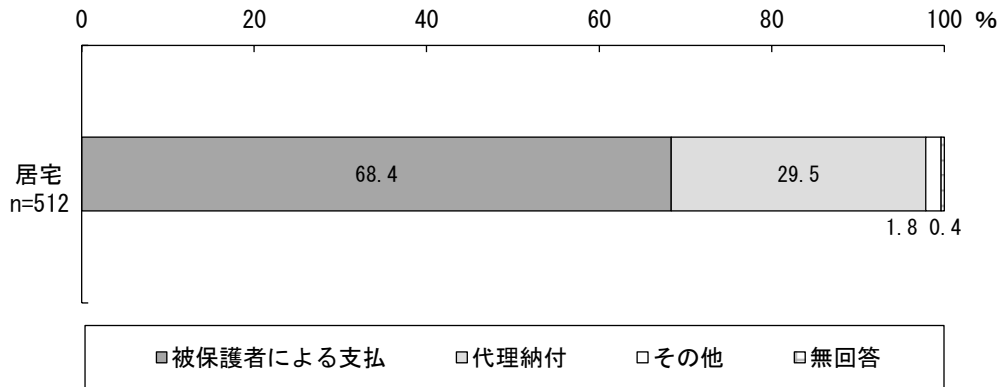


(9)家賃の支払形態〔個別事案票 問2(6)SQ〕

居所不明の疑いが生じた時点で「居宅（賃貸・貸家等）」に居住していた被保護者の家賃の支払形態は、「被保護者による支払」の割合が高く、68.4%であった。

図表 54 家賃の支払形態

【居所不明の疑いが生じた時点で、居宅（賃貸・貸家等）に居住していた被保護者のみ】

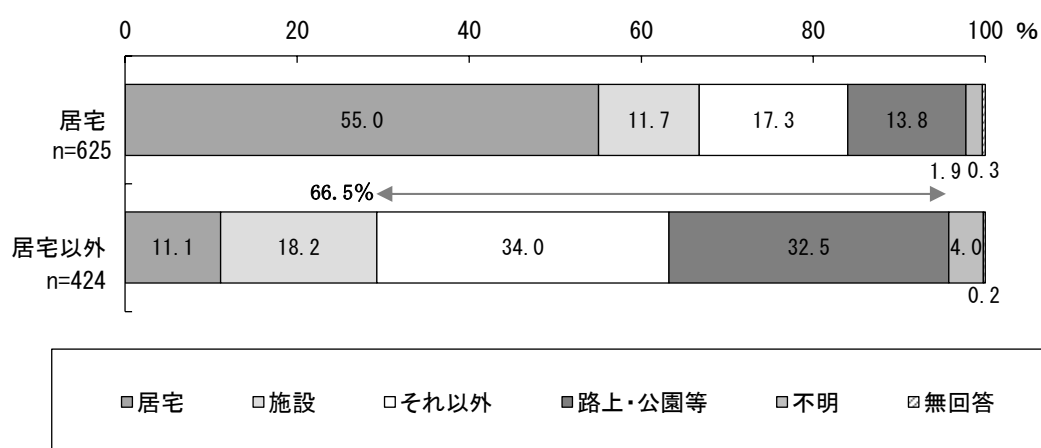


(10) 保護開始前の居住実態〔個別事案票 問2(7)〕

保護開始前の居住実態は、居宅以外では「漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等」及び「親類宅・知人宅」を含む「それ以外」や、「路上・公園等」など、居住場所が定まっていない、いわゆる「不安定居住」の状態にあった人が66.5%を占めていた。

※ グラフの凡例中「居宅」は、アンケート調査における「居宅（持家）」及び「居宅（賃貸・貸家等）」を、同じく「施設」は、アンケート調査における「救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設」、「無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設」、「上記以外の施設」及び「医療機関（入院中）」を、同じく「それ以外」は、アンケート調査における「親類宅・知人宅」、「漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等」及び「その他」を、それぞれサンプル数を踏まえて統合したものである。

図表 55 保護開始前の居住実態

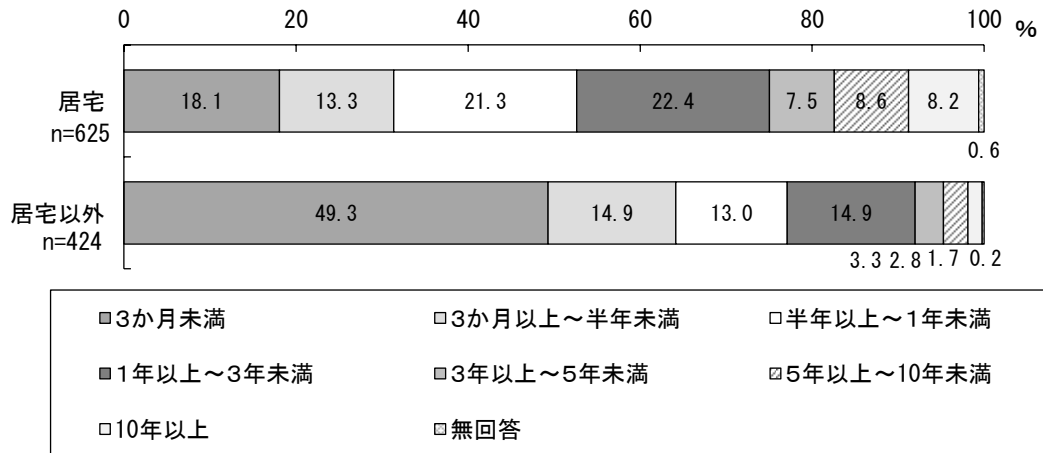


(11)保護受給期間〔個別事案票 問2(8)〕

保護受給期間は、居宅では「1年以上～3年未満」の割合が高く、22.4%であった。居宅以外では「3か月未満」の割合が高く、49.3%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「10年以上～15年未満」及び「15年以上」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「10年以上」としている。

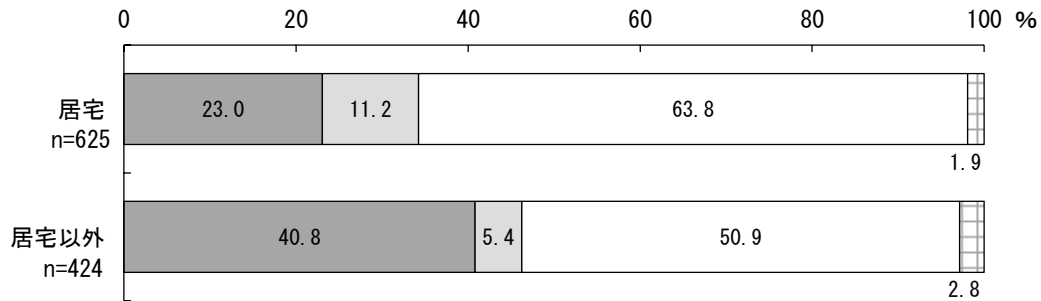
図表 56 保護受給期間



(12) 居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴の有無〔個別事案票 問2(9)〕

居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴の有無は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「居所不明の疑いが生じたことはなく、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない」の割合が高く、それぞれ 63.8%、50.9%であった。

図表 57 居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴の有無



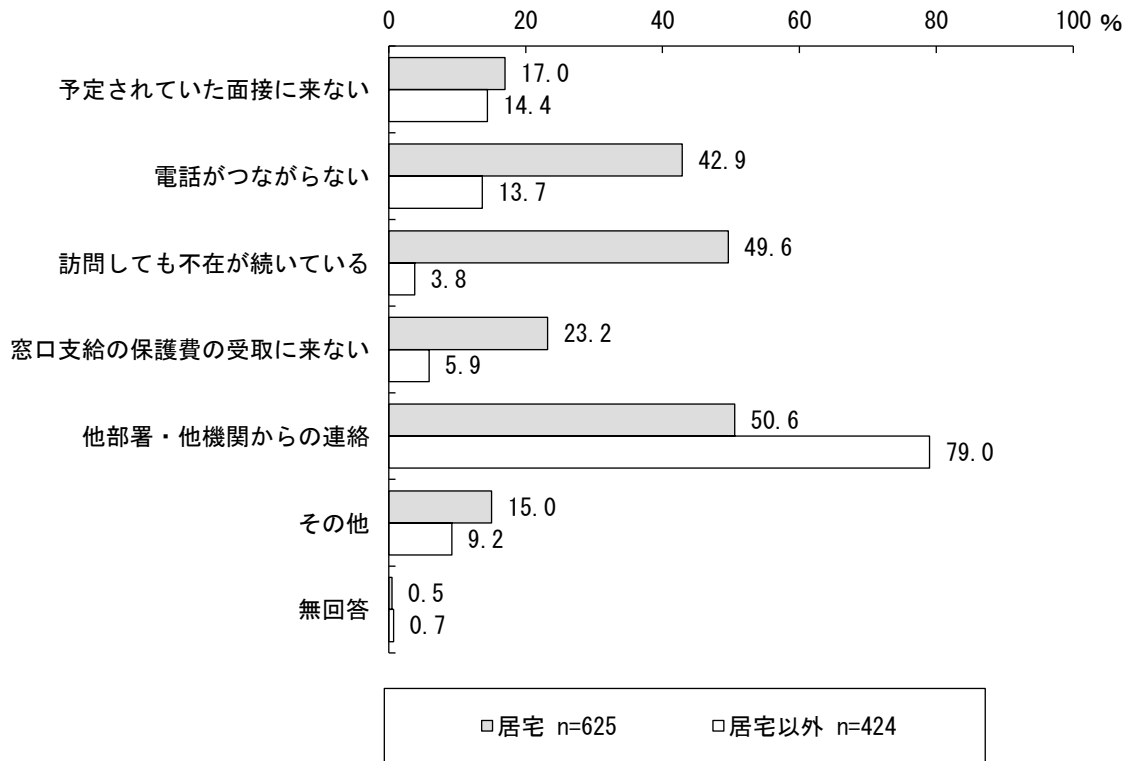
- 居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴がある
- 居所不明の疑いが生じたことはあるが、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない
- 居所不明の疑いが生じたことはなく、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない
- 無回答

3) 居所不明と判明するきっかけ及び判定するまでの調査の状況

(1) 居所不明の疑いを持ったきっかけ(複数回答)[個別事案票 問3(1)]

居所不明の疑いを持ったきっかけは、居宅、居宅以外のいずれにおいても「他部署・他機関からの連絡」の割合が高く、それぞれ50.6%、79.0%であった。

図表 58 居所不明の疑いを持ったきっかけ



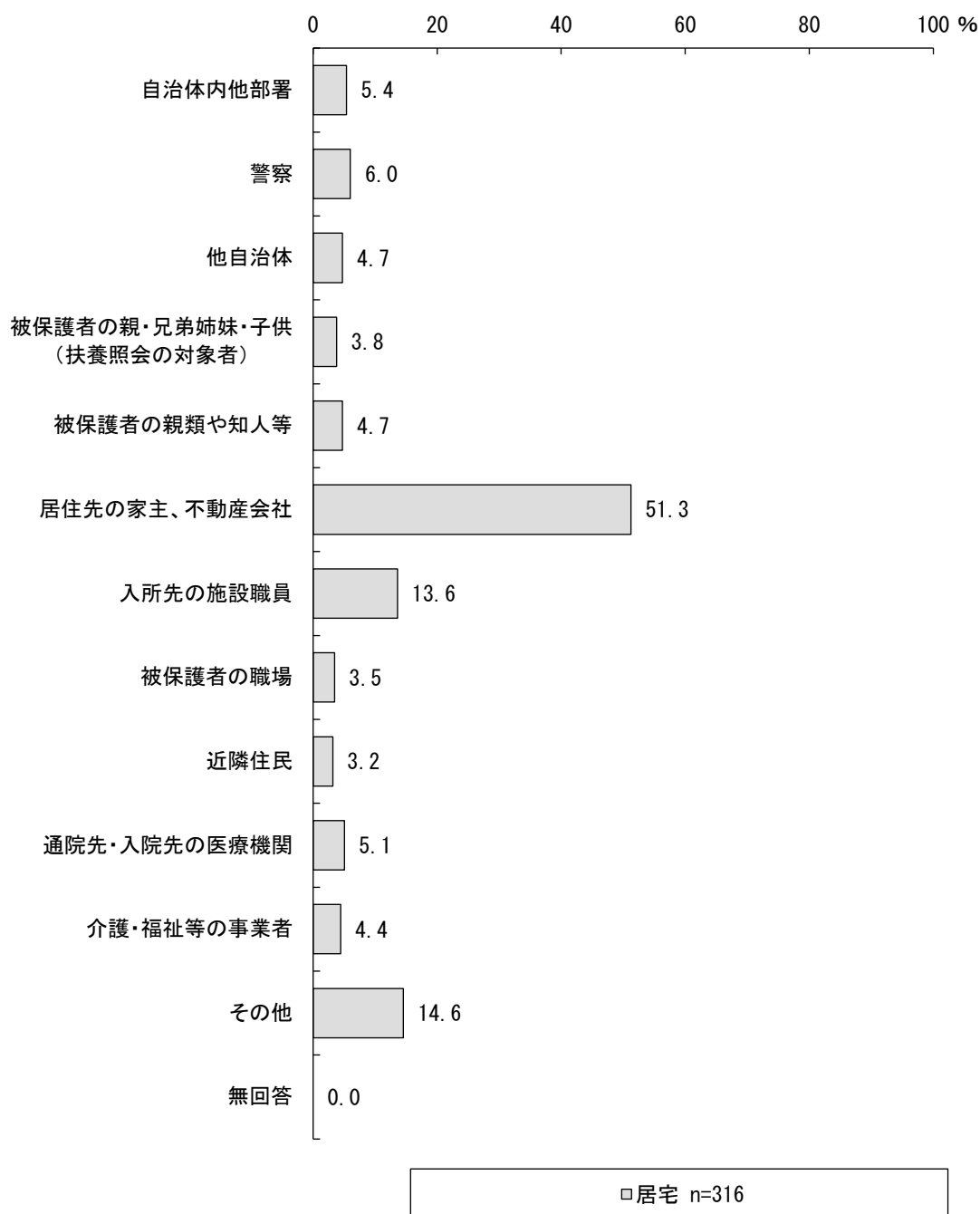
(2) 疑いを持つきっかけの連絡をくれた部署・機関(複数回答)[個別事案票 問3(1)SQ]

疑いを持つきっかけの連絡をくれた部署・機関は、居宅では「居住先の家主、不動産会社」の割合が最も高く、51.3%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外では「入所先の施設職員」の割合が最も高く、78.8%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「社会福祉協議会（日常生活支援事業の担当者等）」、「民生委員」、「自治会等」、「保育園、学校、児童相談所等」、「電気・ガス・水道会社等」及び「新聞、宅配弁当等の事業者」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」と統合している。

**図表 59 疑いを持つきっかけの連絡をくれた部署・機関
【居所不明の疑いを持ったきっかけが、他部署・他機関からの連絡だった事案のみ】**

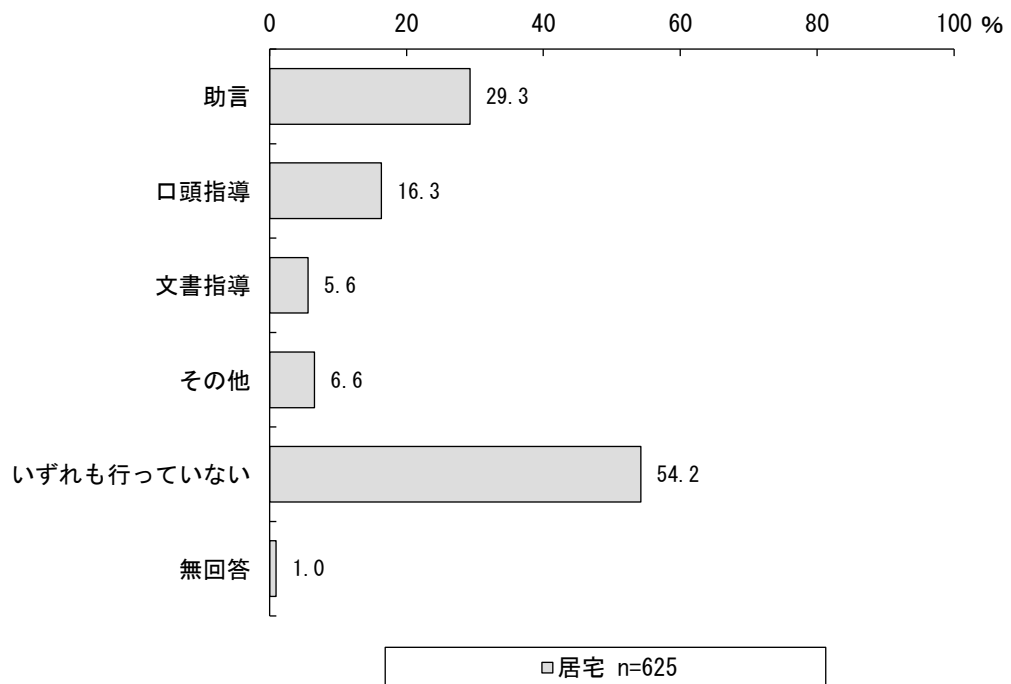


(3) 居所不明の疑いが生じる以前に、居所・住まいを明らかにするようという趣旨で行った助言や指導の方法(複数回答)[個別事案票 問3(3)]

居所不明の疑いが生じる以前に、居所・住まいを明らかにするようという趣旨で行った助言や指導の方法は、居宅では「いずれも行っていない」の割合が最も高く、54.2%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「いずれも行っていない」の割合が最も高く、62.7%であった。

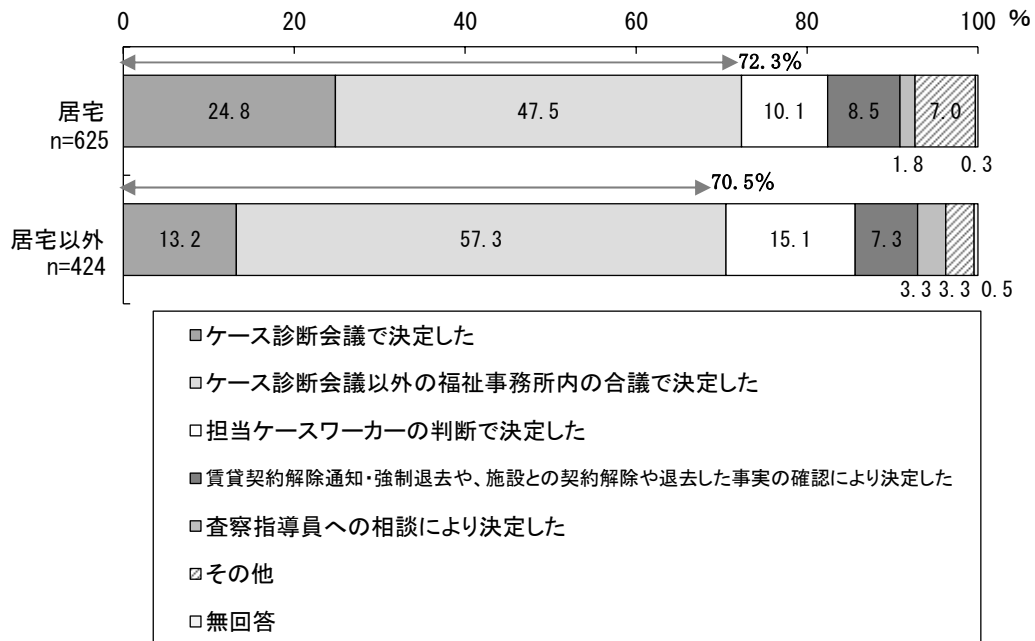
図表 60 居所不明の疑いが生じる以前に、居所・住まいを明らかにするようという趣旨で行った助言や指導の方法



(4)居所不明の判定の方法〔個別事案票 問3(4)〕

居所不明の判定の方法は、「ケース診断会議以外の福祉事務所内の合議で決定した」及び「ケース診断会議で決定した」の割合の合計が、居宅、居宅以外のいずれにおいても7割を超え、それぞれ72.3%、70.5%であった。

図表 61 居所不明の判定の方法

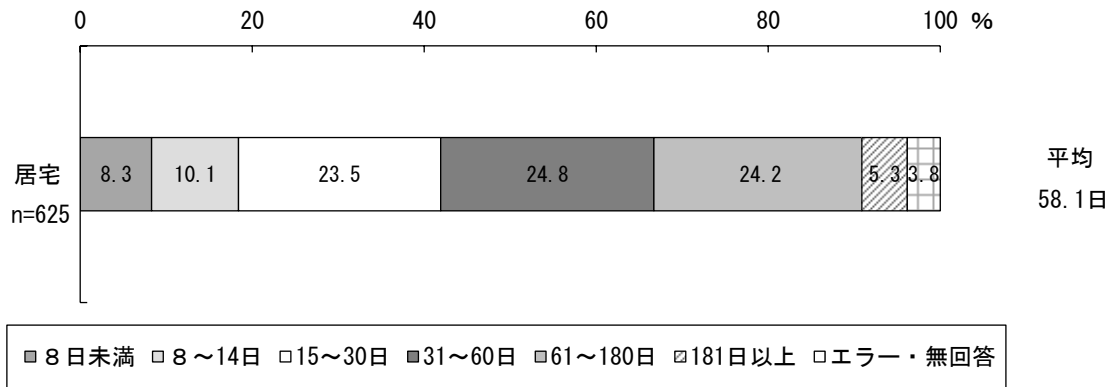


(5) 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数〔個別事案票 問3(2)(5)〕

居宅の、居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの平均日数は58.1日で、中央日数は32.0日であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外の、居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの平均日数は19.8日で、中央日数は17.5日であった。

図表 62 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数

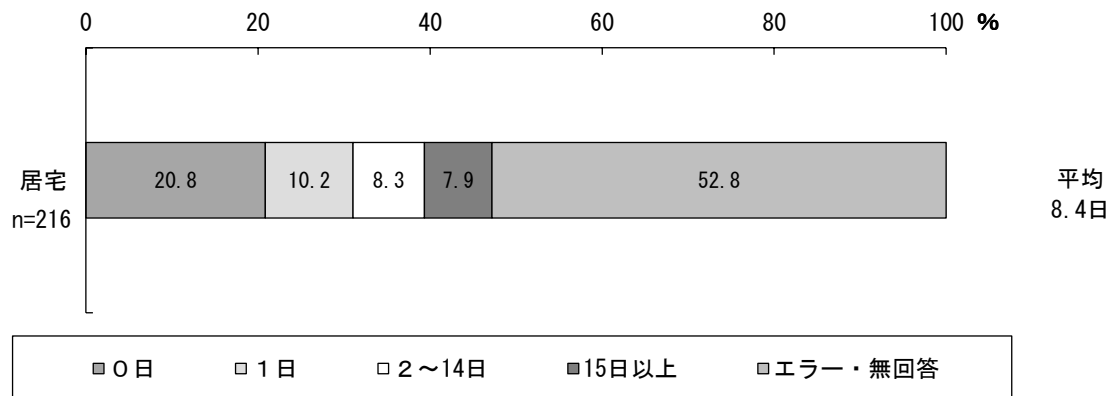


(6)居所不明の判定日から停止日までの日数〔個別事案票 問3(5)問1(2)〕

居宅の、居所不明の判定日から停止日までの平均日数は 8.4 日で、中央日数は 1.0 日であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外の、居所不明の判定日から停止日までの平均日数は 3.1 日で、中央日数は 1.0 日であった。

図表 63 居所不明の判定日から停止日までの日数
【居所不明であることにより、保護を「停止」または「停止を経て廃止」した事案のみ】

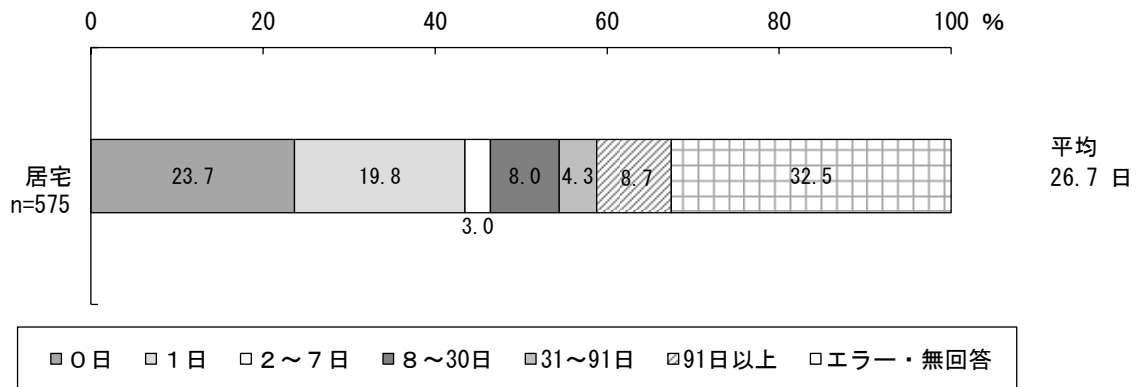


(7) 居所不明の判定日から廃止日までの日数〔個別事案票 問3(5)問1(3)〕

居宅の、居所不明の判定日から廃止日までの平均日数は26.7日で、中央日数は1.0日であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外の、居所不明の判定日から廃止日までの平均日数は5.0日で、中央日数は1.0日であった。

図表 64 居所不明の判定日から廃止日までの日数
【居所不明であることにより、保護を「廃止」または「停止を経て廃止」した事案のみ】

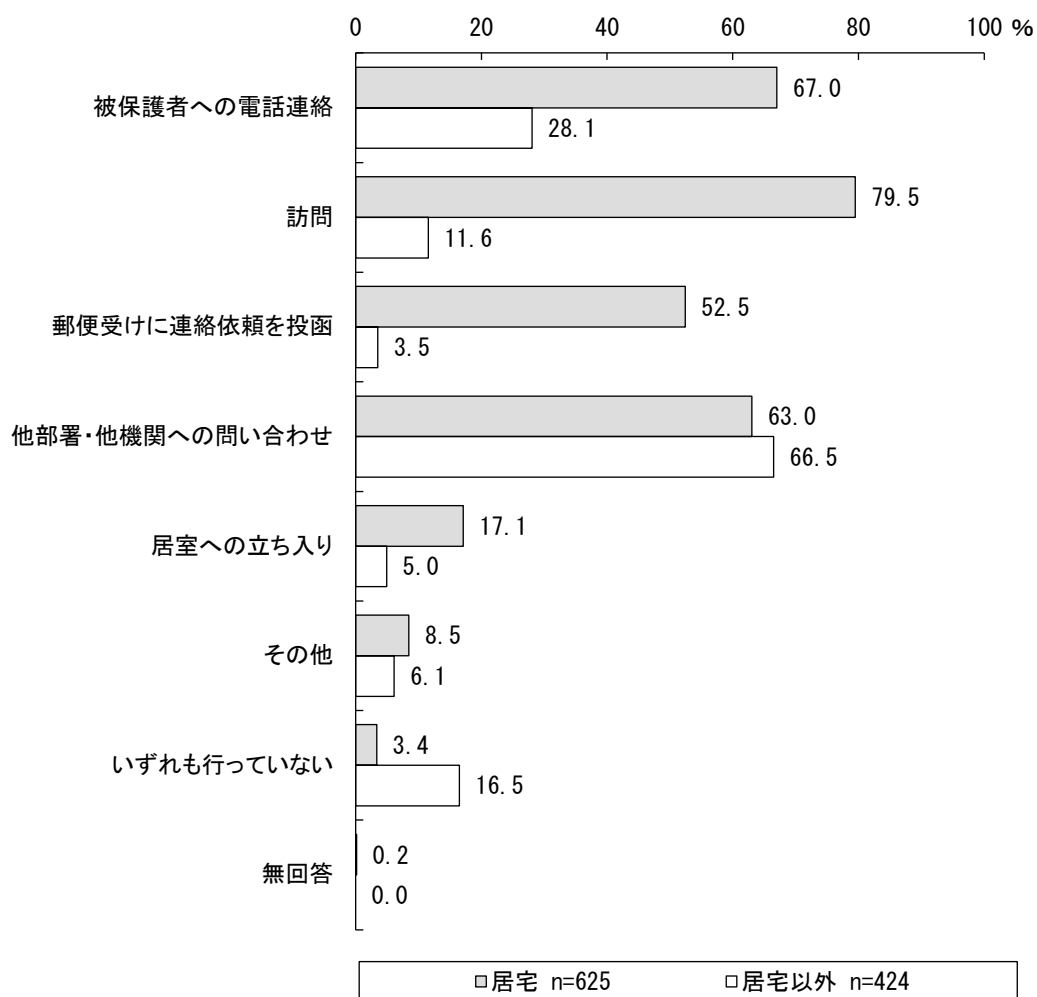


(8) 居所に係る調査において行った取組(複数回答)[個別事案票 問3(6)]

居所に係る調査において行った取組は、居宅では「訪問」の割合が高く、79.5%であった。一方で、居宅以外では「他部署・他機関への問い合わせ」の割合が高く、66.5%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「被保護者へのメールや SNS 等による連絡」を設けていたが、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。また、選択肢「訪問(日中)」及び「訪問(早朝夜間)」を別途設けていたが、サンプル数を踏まえて統合し、「訪問」としている。

図表 65 居所に係る調査において行った取組

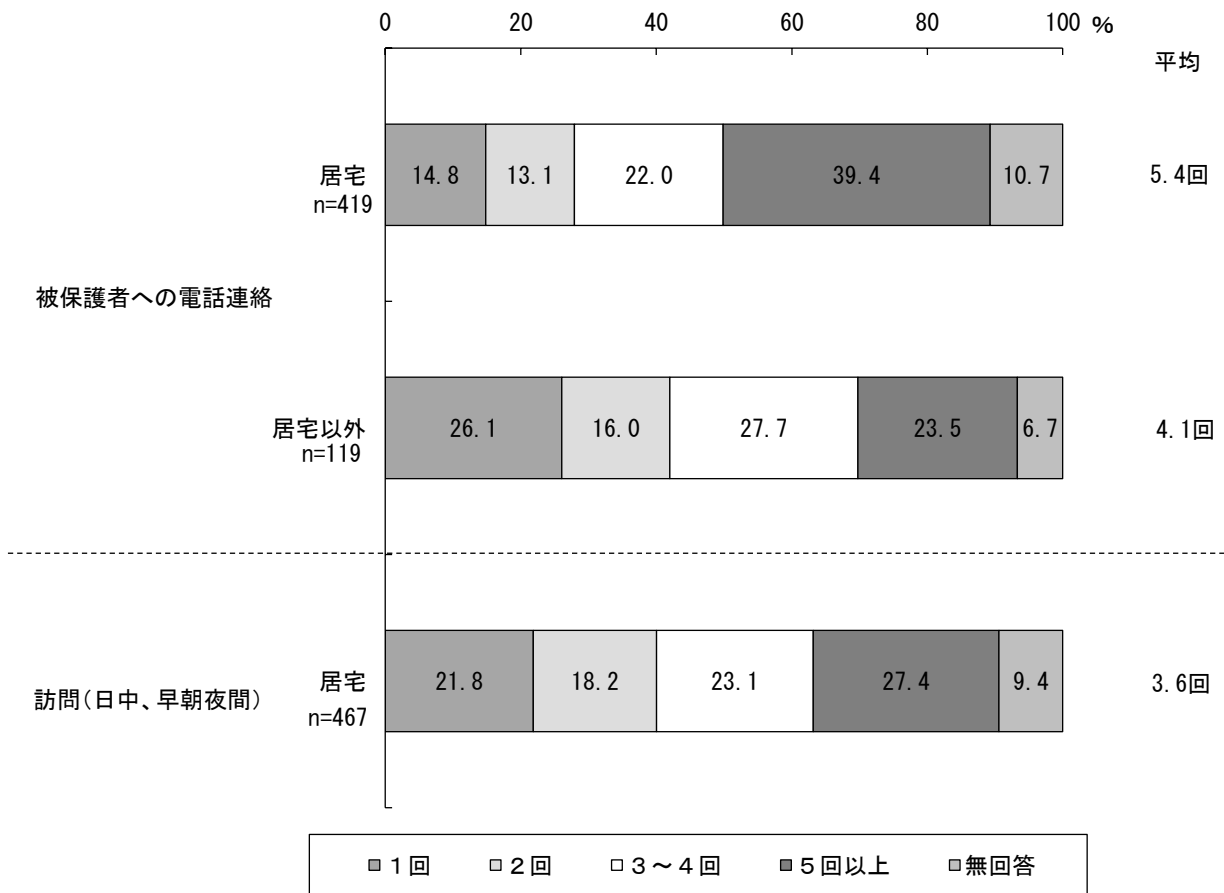


(9) 居所に係る調査において行った取組の実施回数〔個別事案票 問3(6)〕

居所に係る調査において行った取組のうち、被保護者への電話連絡は、居宅では5回以上の割合が最も高く、39.4%であり、平均 5.4 回であった。居宅以外では3～4回の割合が最も高く、27.7%であり、平均 4.1 回であった。

また、居所に係る調査において行った取組のうち、被保護者宅への日中及び夜間の訪問は、居宅では5回以上の割合が最も高く、27.4%であり、平均 3.6 回であった。サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外では1回の割合が最も高く、35.4%であり、平均 1.6 回であった。

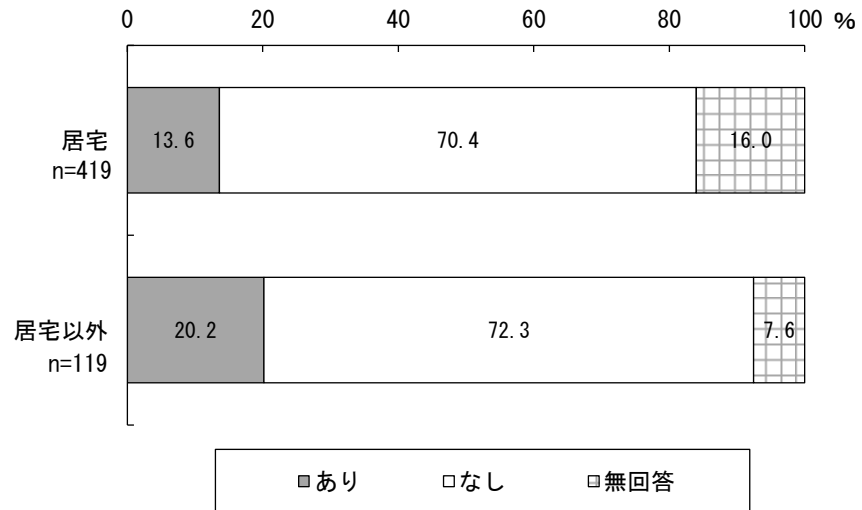
図表 66 居所に係る調査において行った取組の実施回数



(10) 被保護者への電話連絡による被保護者との接触有無〔個別事案票 問3(6)〕

被保護者への電話連絡による被保護者との接触有無は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「なし」の割合が高く、それぞれ70.4%、72.3%であった。

図表 67 居所に係る調査において行った取組における被保護者との接触有無
【被保護者への電話連絡を行った事案のみ】



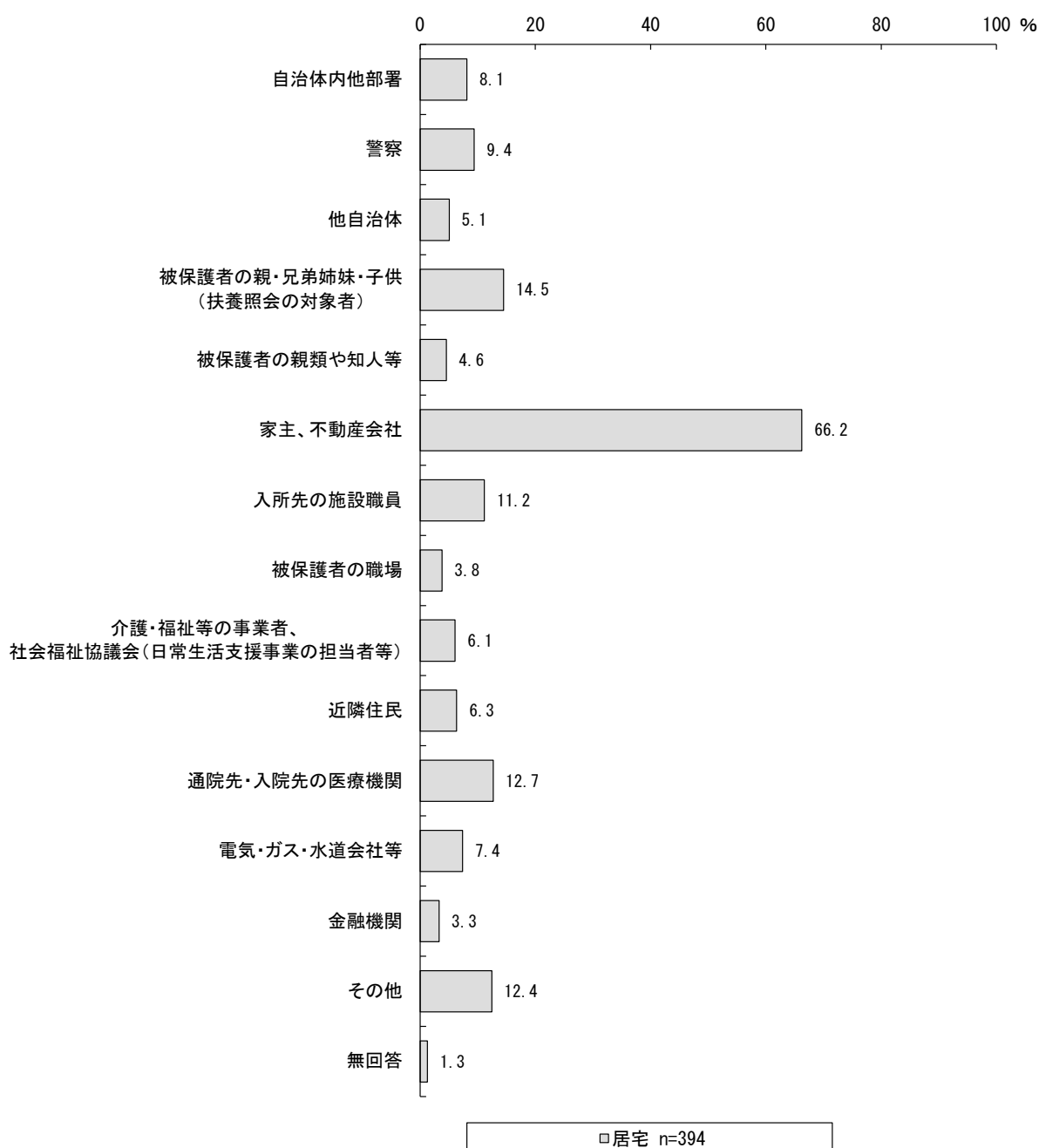
(11) 居所に係る調査において、問い合わせを行った先(複数回答)[個別事案票 問3(6)SQ]

居所に係る調査において、問い合わせを行った先は、居宅では「家主、不動産会社」の割合が最も高く、66.2%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外では「入所先の施設職員」の割合が最も高く、75.2%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「民生委員」、「自治会等」、「特定の範囲の医療機関に広く照会」、「保育園、学校、児童相談所等」及び「新聞、宅配弁当等の事業者」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。また、「社会福祉協議会(日常生活支援事業の担当者等)」及び「介護・福祉等の事業者」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合している。

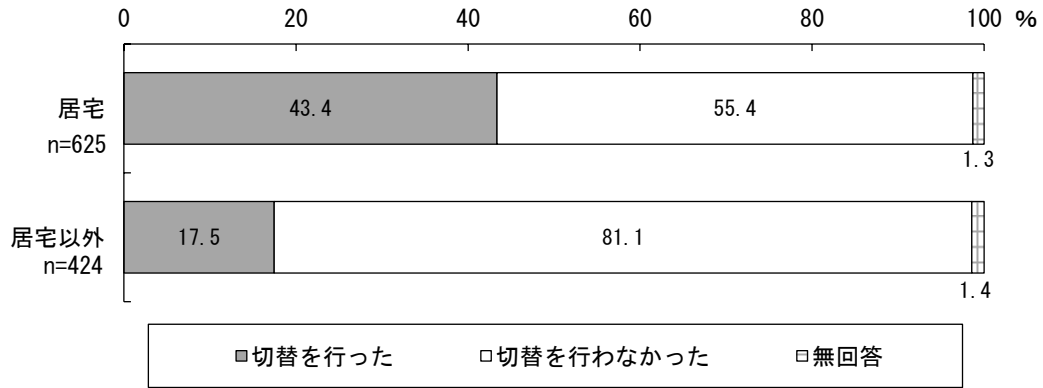
**図表 68 居所に係る調査において、問い合わせを行った先
【居所に係る調査において行った取組で、他部署・他機関への問い合わせを行った事案のみ】**



(12) 窓口支給への切替〔個別事案票 問3(7)〕

窓口支給への切替は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「切替を行わなかった」の割合が高く、それぞれ 55.4%、81.1%であった。

図表 69 窓口支給への切替

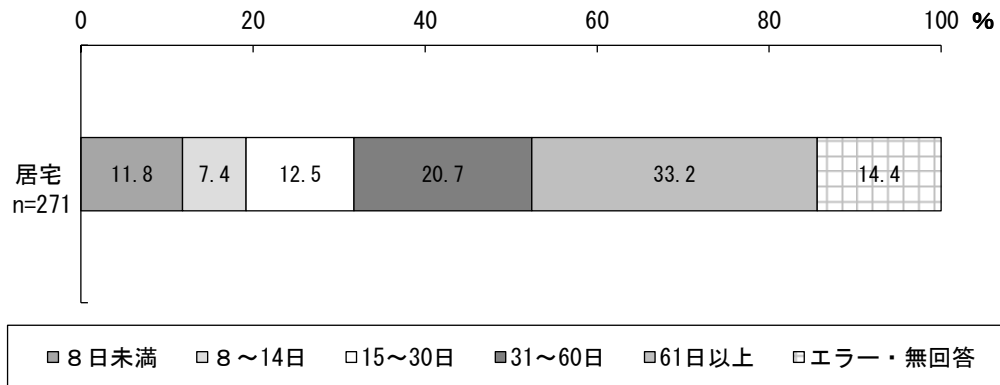


(13) 窓口支給への切替を行った時期から居所不明判定日までの日数〔個別事案票 問3(7)SQ1問3 (5)〕

窓口支給への切替を行った時期から居所不明判定日までの日数は、居宅では 61 日以上の割合が最も高く、33.2%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外では 15～30 日の割合が最も高く、27.0%であった。

図表 70 窓口支給への切替を行った時期から居所不明判定日までの日数
【窓口支給への切替を行った事案のみ】



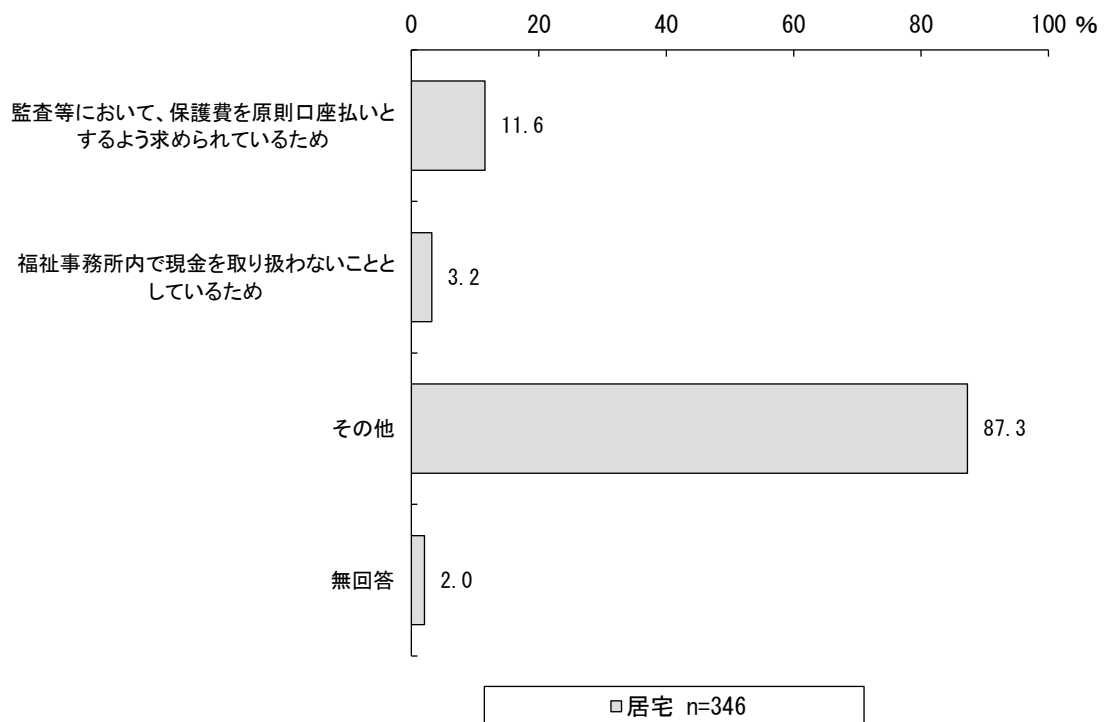
(14) 窓口支給への切替を行わなかった理由(複数回答)〔個別事案票 問3(7)SQ2〕

窓口支給への切替を行わなかった理由は、居宅では「その他」の割合が最も高く、87.3%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「その他」の割合が最も高く、96.2%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「経理担当部署に事務負担がかかるため」及び「当該世帯の自宅が福祉事務所から遠いため」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。

**図表 71 窓口支給への切替を行わなかった理由
【窓口支給への切替を行わなかった事案のみ】**



4)保護を廃止する旨の通知方法

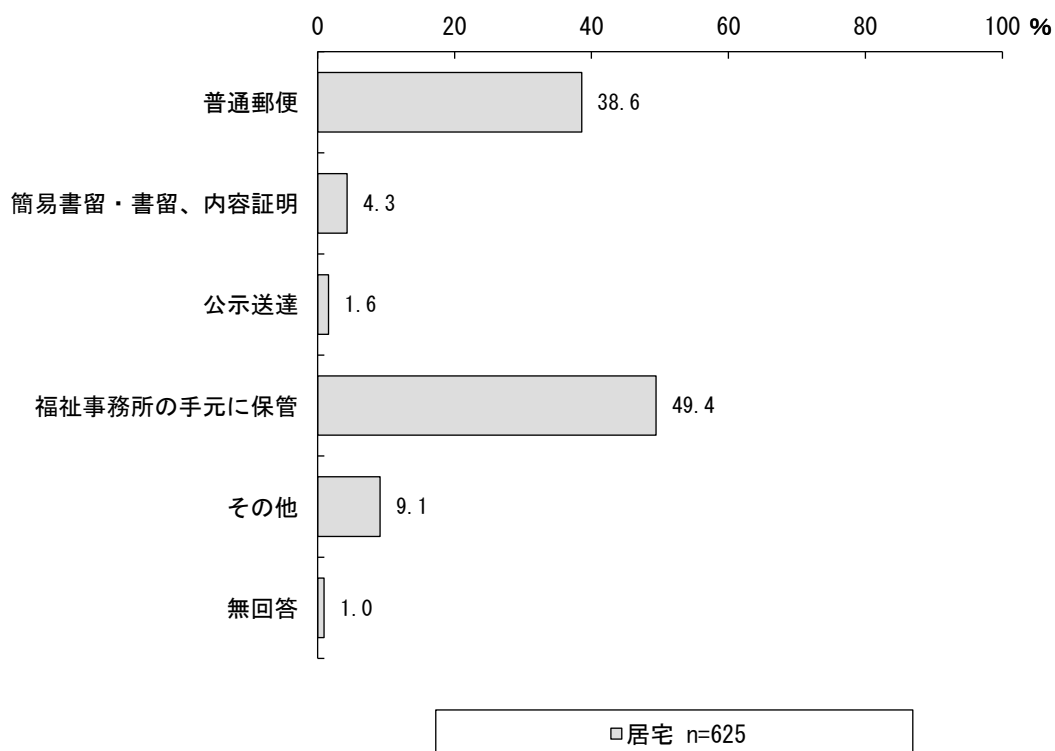
(1)停廃止の決定通知書の送付方法(複数回答)[個別事案票 問3(8)]

停廃止の決定通知書の送付方法は、居宅では「福祉事務所の手元に保管」の割合が最も高く、49.4%であり、「普通郵便」の割合は38.6%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「福祉事務所の手元に保管」の割合が最も高く、76.7%であり、「普通郵便」の割合は18.6%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「簡易書留・書留」及び「内容証明」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「簡易書留・書留、内容証明」としている。

図表 72 停廃止の決定通知書の送付方法

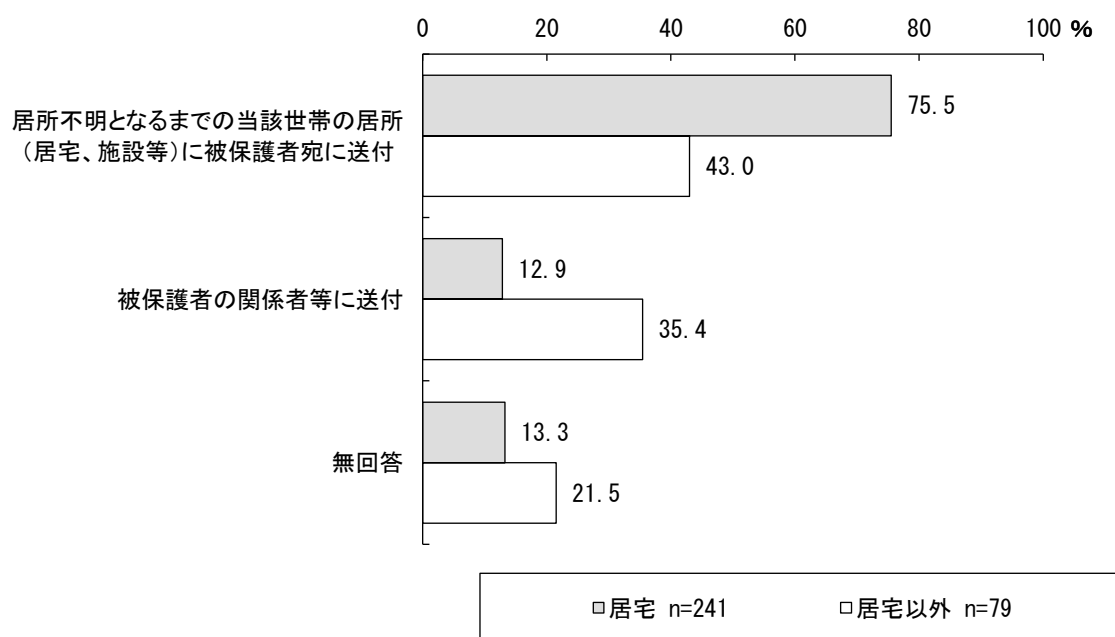


(2) 停廃止決定通知書の送付先(複数回答)[個別事案票 問3(8)SQ]

停廃止決定通知書を普通郵便で送付した事案における送付先は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「居所不明となるまでの当該世帯の居所(居宅、施設等)に被保護者宛に送付」の割合が高く、それぞれ75.5%、43.0%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「居所不明となるまで住んでいた施設の管理者等に送付」、「被保護者の親・兄弟姉妹・子供(扶養照会の対象者)に送付」及び「被保護者と連絡がとれている親類・知人に送付」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「被保護者の関係者等に送付」としている。

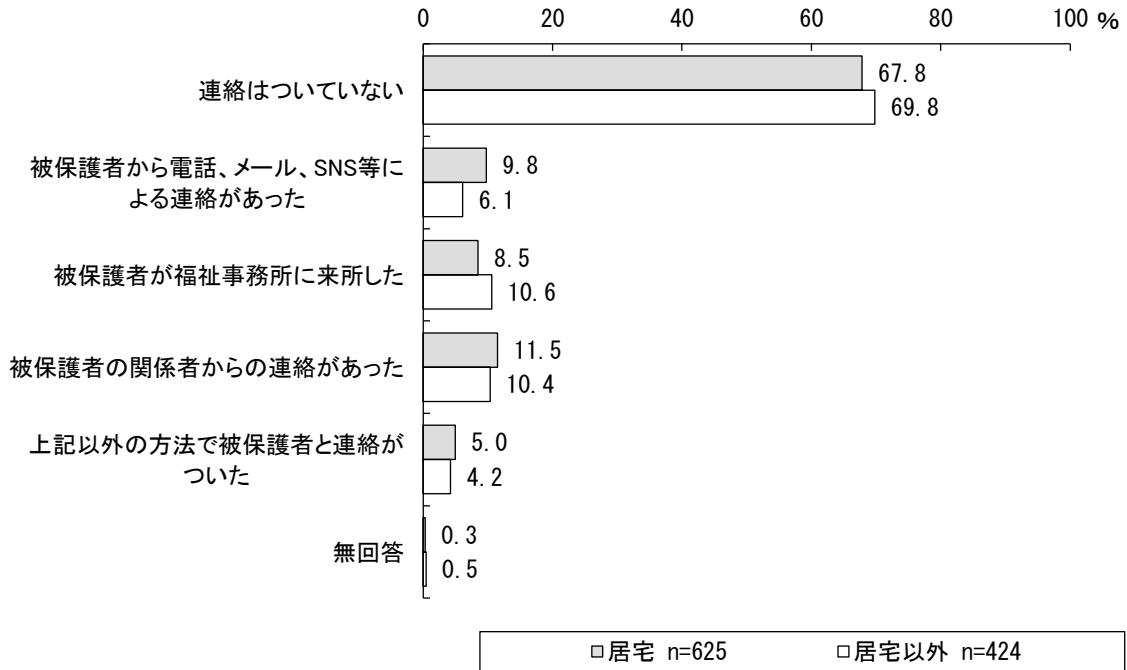
図表 73 停廃止決定通知書の送付先
【停廃止決定通知書を普通郵便で送付した事案のみ】



(3) 停廃止決定後の被保護者やその関係者との連絡状況(複数回答)[個別事案票 問3(9)]

停廃止決定後の被保護者やその関係者との連絡状況は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「連絡はついていない」の割合が最も高く、それぞれ67.8%、69.8%であった。

図表 74 停廃止決定後の被保護者やその関係者との連絡状況

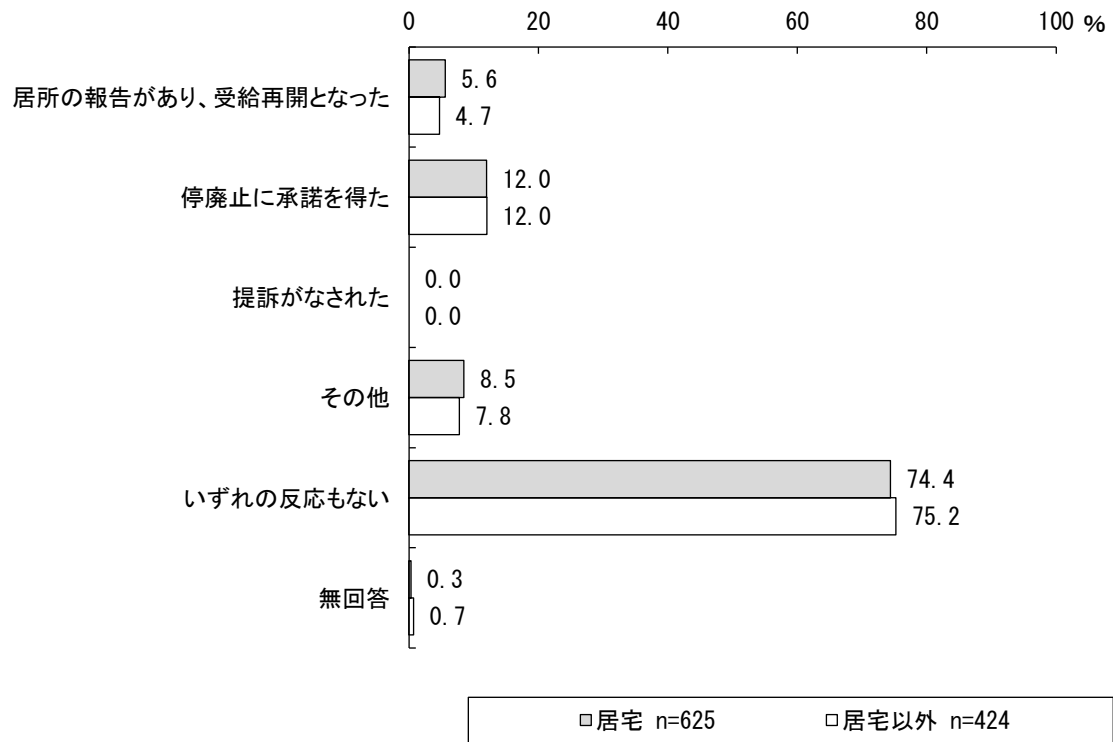


(4) 停廃止の決定後の状況(複数回答)[個別事案票 問3(10)]

停廃止の決定後の状況は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「いずれの反応もない」の割合が最も高く、それぞれ74.4%、75.2%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「審査請求がなされた」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。

図表 75 停廃止の決定後の状況



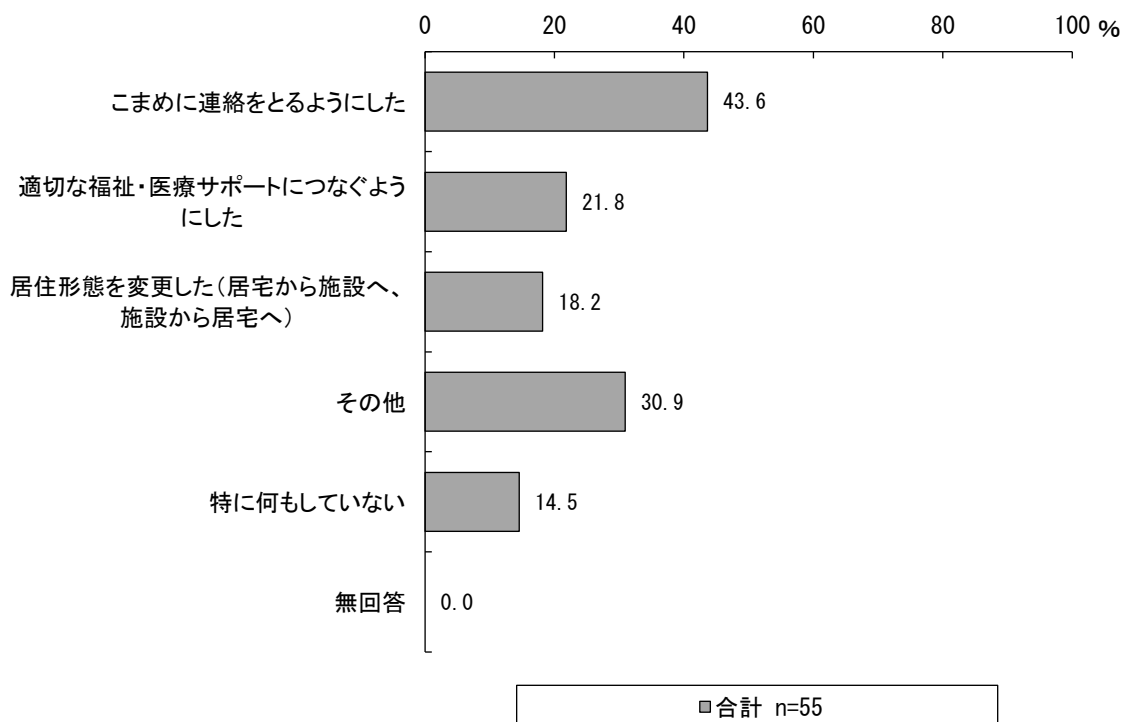
(5) 居所の報告があり、受給再開となった事案の、その後の被保護世帯への対応(複数回答)[個別事案票 問3(10)SQ]

居所の報告があり、受給再開となった事案の、その後の被保護世帯への対応は、「こまめに連絡をとるようにした」の割合が最も高く、43.6%であった。

※ 本設問は問3(10)のサブクエスションであり、回答総数自体が多くないため、参考値として「合計」のグラフを掲載している。

※ アンケート調査においては、選択肢「福祉事務所窓口への来所回数を増やした」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。

**図表 76 居所の報告があり、受給再開となった事案の、その後の当該世帯への対応
【被保護世帯から居所の報告があり、受給再開となった事案のみ】**



5) 居所不明を原因とする保護廃止歴の有無〔クロス集計〕

(1) 世帯収入有無・年齢別 居所不明を原因とする保護廃止歴の有無〔個別事案票 問2(3)・(5)×個別事案票 問2(9)〕

居宅、居宅以外のそれぞれについて、「居所不明と判断されたことによる保護廃止歴がある」の合計の割合を比較すると、それぞれ 23.0%及び 40.8%と、居宅以外の方が当該割合が高かった。

一方で、居宅以外の中では、「稼働収入」がある被保護者及び「39歳以下」の被保護者における、「居所不明と判断されたことによる保護廃止歴がある」の割合は、それぞれ 34.1%及び 26.6%であり、その他の区分における当該割合よりも低かった。

図表 77 世帯収入有無・年齢別 居所不明を原因とする保護廃止歴の有無

		居 宅				居 宅 以 外			
		n	居所不明と判定されたことによる保護廃止歴がある	居所不明と判定されたことによる保護廃止歴はない	無回答	n	居所不明と判定されたことによる保護廃止歴がある	居所不明と判定されたことによる保護廃止歴はない	無回答
合 計		625	144	469	12	424	173	239	12
		100.0	23.0	75.0	1.9	100.0	40.8	56.4	2.8
世帯収入有無	稼働収入	114	14.0	84.2	1.8	41	34.1	63.4	2.4
	年金収入+その他の収入	123	25.2	73.2	1.6	57	43.9	52.6	3.5
	生活保護費以外の収入はない	385	24.9	73.0	2.1	319	42.0	55.5	2.5
	無回答	3	33.3	66.7	0.0	7	0.0	85.7	14.3
年齢	～39歳	173	15.6	84.4	0.0	94	26.6	67.0	6.4
	40～49歳	148	25.0	73.0	2.0	73	38.4	57.5	4.1
	50～64歳	185	26.5	69.2	4.3	165	48.5	50.9	0.6
	65歳以上	119	26.1	73.1	0.8	92	43.5	54.3	2.2

6) 居所不明の疑いを持ったきっかけ〔クロス集計〕

(1) 世帯収入有無別 居所不明の疑いを持ったきっかけ〔個別事案票 問2(5)×個別事案票 問3(1)〕

世帯収入有無別に居所不明の疑いを持ったきっかけを見ると、「稼働収入」がある被保護者は、その他の世帯収入形態の被保護者よりも、「電話が繋がらない」、「訪問しても不在が続いている」の割合が高かった。

図表 78 世帯収入有無別 居所不明の疑いを持ったきっかけ

		n	予定されていた面接に来ない	電話が繋がらない	訪問しても不在が続いている	窓口支給の保護費の受取に出来ない	他部署・他機関からの連絡	その他	無回答
合 計		1,049	167	326	326	170	651	133	6
		—	15.9	31.1	31.1	16.2	62.1	12.7	0.6
世帯収入有無	稼働収入	155	18.1	45.2	45.2	15.5	55.5	12.9	0.6
	年金収入+その他の収入	180	15.0	30.6	34.4	13.3	63.9	13.9	0.6
	生活保護費以外の収入はない	704	15.6	27.8	27.3	17.2	63.1	12.2	0.6
	無回答	10	20.0	50.0	20.0	10.0	60.0	20.0	0.0

7) 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数〔クロス集計〕

(1) 現業員の経験年数別 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数〔福祉事務所票 問2(1)×個別事案票 問3(2)(5)〕

現業員の経験年数別に居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数を見ると、経験年数が3年未満の現業員の割合が低くなるほど、居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの平均日数が短くなっていった。

また、経験年数が5年以上の現業員の割合が高くなるほど、居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの平均日数が短くなっていった。

図表 79 担当世帯数・現業員の経験年数・世帯収入有無別
居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数

		n	8日未満	8～14日	15～30日	31～60日	61日以上	エラー・無回答	平均(日)
合 計		1,049	148	147	307	220	191	36	42.5
		100.0	14.1	14.0	29.3	21.0	18.2	3.4	
経験3年未満の 現業員の割合	50%未満	372	18.3	15.6	32.5	16.9	13.4	3.2	35.9
	50～75%未満	491	12.6	12.4	27.5	24.8	19.1	3.5	44.1
	75%以上	184	9.8	15.2	27.7	19.0	24.5	3.8	50.8
	無回答	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	143.0
経験5年以上の 現業員の割合	0%	179	7.8	16.8	26.3	24.6	21.2	3.4	51.5
	50%未満	727	14.7	12.0	30.9	21.0	17.7	3.6	41.9
	50%以上	141	19.1	21.3	24.8	16.3	15.6	2.8	32.9
	無回答	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	143.0

8) 居所に係る調査において行った取組〔クロス集計〕

(1) 現業員の経験年数別 居所に係る調査において行った取組〔福祉事務所票 問2(1)×個別事案票 問3(6)〕

現業員の経験年数別に居所に係る調査において行った取組を見ると、経験年数3年未満の現業員が50%未満の場合や、経験年数5年以上の現業員が50%以上の場合は、「訪問（日中）」を行っている割合が他の区分より低かった。

図表 80 現業員の経験年数別 居所に係る調査において行った取組

		n	被保護者への電話連絡		訪問（日中）	
			あり	なし	あり	なし
合 計		1,049	538 51.3	511 48.7	510 48.6	539 51.4
経験3年未満の 現業員の割合	50%未満	372	46.5	53.5	42.7	57.3
	50～75%未満	491	55.6	44.4	51.3	48.7
	75%以上	184	49.5	50.5	52.7	47.3
	無回答	2	50.0	50.0	100.0	0.0
経験5年以上の 現業員の割合	0%	179	45.3	54.7	52.0	48.0
	50%未満	727	54.3	45.7	48.7	51.3
	50%以上	141	43.3	56.7	43.3	56.7
	無回答	2	50.0	50.0	100.0	0.0

(2)世帯収入有無別 居所に係る調査において行った取組〔個別事案票 問2(5)×個別事案票 問3(6)〕

世帯収入有無別に居所に係る調査において行った取組を見ると、「稼働収入」がある被保護者に対しては、「被保護者への電話連絡」や「訪問（日中）」を行っている割合が他の被保護者に対してより高かった。

図表 81 世帯収入有無別 居所に係る調査において行った取組

		n	被保護者への電話連絡		訪問（日中）	
			あり	なし	あり	なし
合 計		1,049	538 51.3	511 48.7	510 48.6	539 51.4
世帯収入有無	稼働収入	155	68.4	31.6	62.6	37.4
	年金収入+その他の収入	180	50.6	49.4	54.4	45.6
	生活保護費以外の収入はない	704	47.4	52.6	44.2	55.8
	無回答	10	70.0	30.0	40.0	60.0

9) 窓口支給への切替〔クロス集計〕

(1) 現業員の経験年数別 窓口支給への切替状況〔福祉事務所票 問2(1)×個別事案票 問3(7)〕

現業員の経験年数別に窓口支給への切替状況を見ると、経験年数3年未満の現業員が50%未満の場合や、経験年数5年以上の現業員が50%以上の場合は、窓口支給への「切替を行った」割合が他の区分より低かった。

図表 82 現業員の経験年数別 窓口支給への切替状況

		n	切替を行った	切替を行わなかった	無回答
合 計		1,049	345	690	14
		100.0	32.9	65.8	1.3
経験3年未満の 現業員の割合	50%未満	372	26.6	72.3	1.1
	50～75%未満	491	37.3	61.3	1.4
	75%以上	184	33.7	64.7	1.6
	無回答	2	50.0	50.0	0.0
経験5年以上の 現業員の割合	0%	179	33.0	65.9	1.1
	50%未満	727	34.7	64.1	1.2
	50%以上	141	23.4	74.5	2.1
	無回答	2	50.0	50.0	0.0

10) 停廃止決定通知書の送付方法〔クロス集計〕

(1) 市町村が設置する福祉事務所における現業員一人あたりの担当世帯数別 停廃止決定通知書の送付方法〔福祉事務所票 問1(4)②・問2(1)×個別事案票 問3(8)〕

市町村が設置する福祉事務所における、現業員一人あたりの担当世帯数別に停廃止決定通知書の送付方法を見ると、現業員一人あたりの担当世帯数が 80 世帯以下である場合の方が、その他の区分よりも、停廃止決定通知書を「普通郵便」で送付している割合が高く、また、停廃止決定通知書を「福祉事務所の手元に保管」している割合が低かった。

図表 83 市町村が設置する福祉事務所における現業員一人あたりの担当世帯数別
停廃止決定通知書の送付方法

			n	普通郵便	福祉事務所の手元に保管	その他	無回答
合 計			1,049	320	634	115	10
			—	30.5	60.4	11.0	1.0
現業員一人あたりの担当世帯数	市町村	80世帯以下	248	36.7	50.0	17.3	0.0
		81～100世帯	503	28.4	65.6	8.0	1.0
		101世帯以上	257	28.8	62.6	7.8	1.9
		無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

(2)現業員の経験年数別 停廃止決定通知書の送付方法〔福祉事務所票 問2(1)×個別事案票 問3 (8)〕

現業員の経験年数別に停廃止決定通知書の送付方法を見ると、経験年数3年未満の現業員が50%未満の場合、他の区分よりも、停廃止決定通知書を「普通郵便」で送付している割合が低く、また、停廃止決定通知書を「福祉事務所の手元に保管」している割合が高かった。

また、経験年数5年以上の現業員が50%以上の場合、他の区分よりも、停廃止決定通知書を「普通郵便」で送付している割合が低く、また、停廃止決定通知書を「福祉事務所の手元に保管」している割合が高かった。

図表 84 現業員の経験年数別 停廃止決定通知書の送付方法

		n	普通郵便	福祉事務所の手元に保管	その他	無回答
合 計		1,049	320	634	115	10
		—	30.5	60.4	11.0	1.0
経験3年未満の 現業員の割合	50%未満	372	26.9	67.2	7.0	1.1
	50～75%未満	491	33.6	56.4	11.2	1.0
	75%以上	184	28.8	58.2	18.5	0.5
	無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0
経験5年以上の 現業員の割合	0%	179	31.8	52.5	17.3	1.7
	50%未満	727	31.2	61.1	9.5	1.0
	50%以上	141	24.1	68.1	10.6	0.0
	無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

(3)被保護者との連絡状況別 停廃止決定通知書の送付方法〔個別事案票 問3(9)×個別事案票 問3(8)〕

被保護者との連絡状況別に停廃止決定通知書の送付方法を見ると、被保護者と「連絡はついていない」事案の方が、「何らかの形で被保護者や関係者と連絡がついた」事案よりも、停廃止決定通知書を「普通郵便」で送付している割合が低かった。

図表 85 被保護者との連絡状況別 停廃止決定通知書の送付方法

		n	普通郵便		福祉事務所の手元に保管		その他	
			あり	なし	あり	なし	あり	なし
合 計		1,049	320 30.5	729 69.5	634 60.4	415 39.6	115 11.0	934 89.0
停廃止後に被保護者と 連絡がついたか否か	連絡はついていない	720	26.8	73.2	64.9	35.1	10.4	89.6
	何らかの形で被保護者や関係者と連絡がついた	325	38.8	61.2	51.1	48.9	12.3	87.7
	無回答	4	25.0	75.0	25.0	75.0	0.0	100.0

11) 居所不明となる前に行った助言や指導の方法〔クロス集計〕

(1) 居所不明を原因とする保護停廃止歴の有無別 居所不明となる前に行った助言や指導の方法 〔個別事案票 問2(9)×個別事案票 問3(3)〕

居所不明を原因とする保護停廃止歴の有無別に居所不明となる前に行った助言や指導の方法を見ると、「居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴がある」被保護者に対してよりも、「居所不明の疑いが生じたことはあるが、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない」被保護者に対して、「助言」を行う割合及び「口頭指導」を行う割合が高かった。

図表 86 居所不明を原因とする保護停廃止歴の有無別
居所不明となる前に行った助言や指導の方法

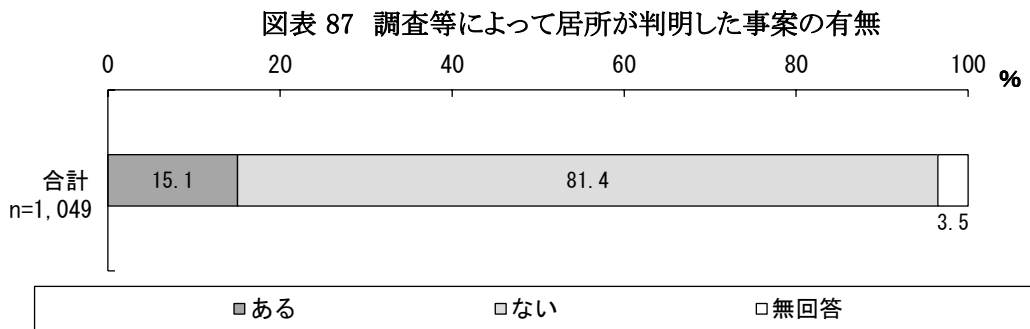
		n	助言	口頭指導	その他	いずれも行っていない	無回答
合 計		1,049	291	145	108	605	11
		—	27.7	13.8	10.3	57.7	1.0
居所不明を原因とする 保護停廃止歴の有無	居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴がある	317	31.2	13.2	9.1	54.6	1.3
	居所不明の疑いが生じたことはあるが、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない	93	40.9	28.0	10.8	37.6	1.1
	居所不明の疑いが生じたことはなく、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない	615	24.1	12.4	10.4	62.6	0.8
	無回答	24	25.0	4.2	20.8	50.0	4.2

12) 個別事案票に回答を行った現業員がそれまで担当した、調査等によって居所が判明した事案

本節では、個別事案票に回答した現業員が、過去に経験した、調査等によって居所が判明した事案について回答した結果を掲載するものであり、「居宅」及び「居宅以外」の区分を適用する必要がないものであるため、「合計」の結果を掲載・分析する。

(1) 個別事案票に回答を行った現業員がそれまで担当した、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっている疑いが生じたものの、調査等によって居所が判明した事案の有無〔個別事案票 問4〕

個別事案票に回答を行った現業員がそれまで担当した、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっている疑いが生じたものの、調査等によって居所が判明した事案の有無は、「ない」の割合が高く、81.4%であった。



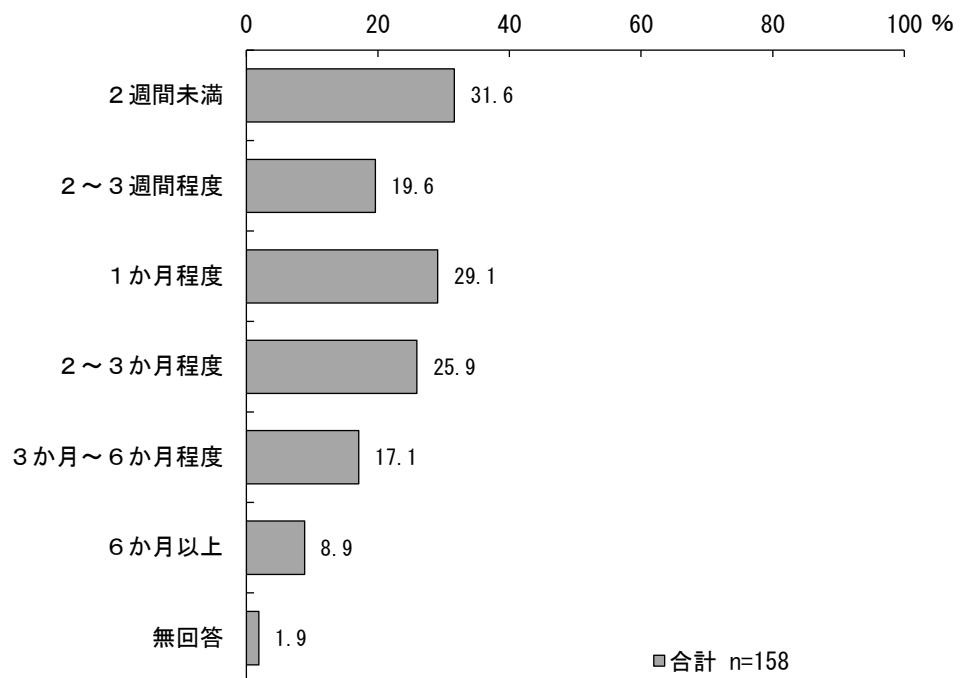
(2) 居所不明となっている疑いが生じてから、調査等によって居所が判明するまでの期間(複数回答)

【個別事案票 問4SQ1】

居所不明となっている疑いが生じてから、調査等によって居所が判明するまでの期間は、「2週間未満」の割合が高く、31.6%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「6か月～9か月程度」、「9か月～1年程度」、「1年以上」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「6か月以上」としている。

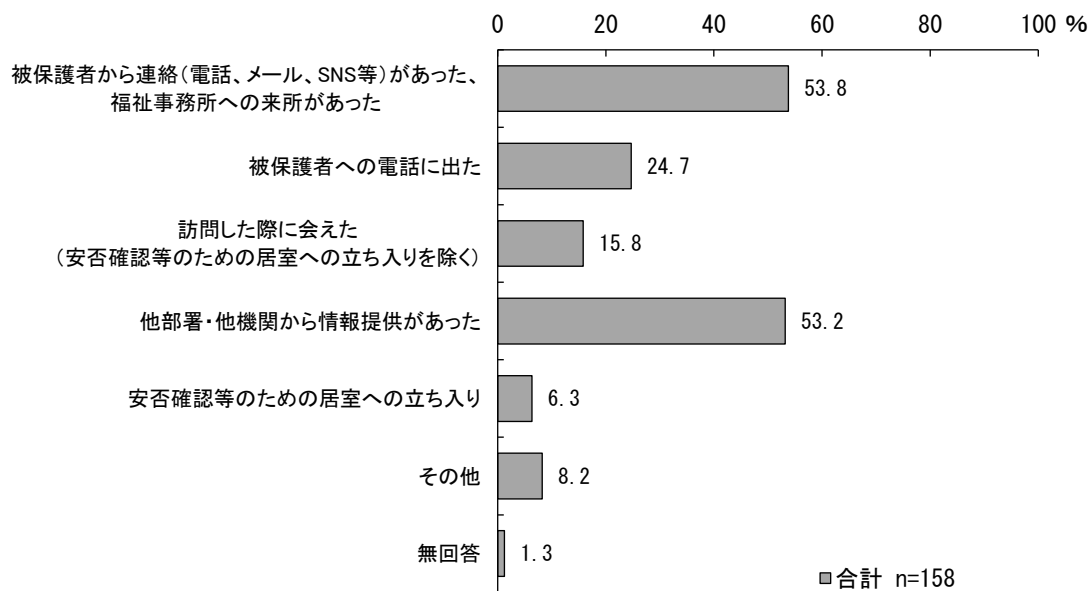
図表 88 居所不明となっている疑いが生じてから、調査等によって居所が判明するまでの期間
【調査等によって居所が判明した事案がある現業員のみ】



(3)被保護者の居所が判明したきっかけ(複数回答)[個別事案票 問4SQ2]

被保護者の居所が判明したきっかけは、「被保護者から連絡(電話、メール、SNS等)があった、福祉事務所への来所があった」、「他部署・他機関から情報提供があった」の割合が高く、それぞれ53.8%、53.2%であった。

図表 89 被保護者の居所が判明したきっかけ
【調査等によって居所が判明した事案がある現業員のみ】

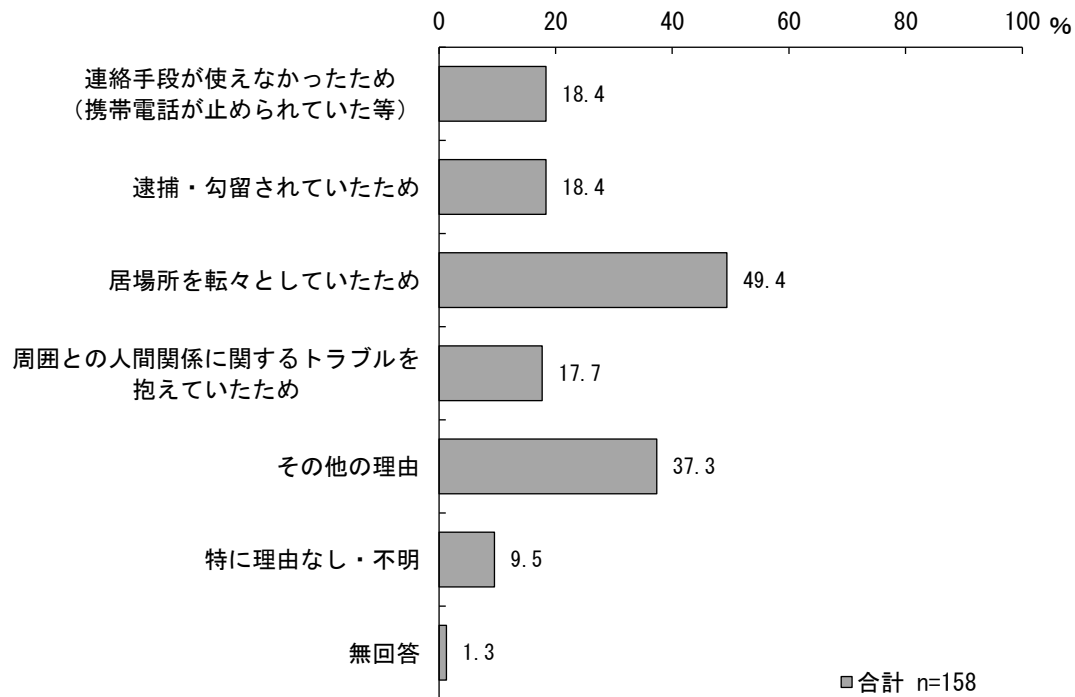


(4)被保護者が居所不明となっていた理由(複数回答)[個別事案票 問4SQ3]

被保護者が居所不明となっていた理由は、「居場所を転々としていたため」の割合が高く、49.4%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「入院していたため」、「出稼ぎ労働に行っていたため」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。

図表 90 被保護者が居所不明となっていた理由
【調査等によって居所が判明した事案がある現業員のみ】



(5) 居所判明後の当該世帯に対する取組・支援方法(複数回答)[個別事案票 問4SQ4]

居所判明後の当該世帯に対する取組・支援方法は「こまめに連絡をとるようにした」の割合が高く、35.4%であった。

**図表 91 居所判明後の当該世帯に対する取組・支援方法
【調査等によって居所が判明した事案がある現業員のみ】**

